

森町議会全員協議会

令和7年2月21日（金曜日）

開会 午後 1時28分

閉会 午後 5時18分

（町側の議題）

新年度予算関連

1. 企画振興課
 - ・森町地域公共交通バス運行事業（砂原線）について
 2. 防災交通課
 - ・指定避難所堤防設備整備事業について
 3. 農林課
 - ・ちゃっぷ林館指定管理委託料について
 4. 商工労働観光課
 - ・道の駅リニューアル計画アドバイザー業務委託について
 5. 学校教育課
 - ・各小学校冷房設備設置工事（森小学校・さわら小学校・砂原中学校）について
 - ・森中学校長寿命化改修工事基本設計業務委託について
 - ・森町特色ある学校づくり推進事業補助金について
 - ・北海道森高等学校学生寮運営事業補助金について
 6. 社会教育課
 - ・町史編さん事業について
 - ・史跡鷲ノ木遺跡整備事業について
 7. 総務課・公民館
 - ・複合施設建設候補地の埋蔵文化財試掘調査について
 8. 給食センター
 - ・学校給食費の無償化について
 9. 森町国民健康保険病院
 - ・森町国民健康保険病院冷房設置工事について
- その他説明・報告案件
1. 総務課・子育て支援課・保健福祉課
 - ・組織の再編について
 2. 総務課
 - ・政策参与の配置について
 3. 森町国民健康保険病院

- ・施設基準等に係る診療報酬の返還について

4. 農林課

- ・広域トマト共選施設整備計画について

5. 上下水道課

- ・公の施設の広域利用に関する協議について

(議会側の議題)

1. 当面する日程について
2. 令和7年度議会費予算(案)について
3. 森町議会議員の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について
4. 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について
5. 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
6. 森町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
7. 常任委員会及び議会運営委員会の選任について
8. その他

○出席議員(12名)

議長 14番 木村俊広君	副議長 1番 伊藤昇君
2番 河野文彦君	3番 高橋邦雄君
4番 河野淳君	6番 野口周治君
7番 斉藤優香君	8番 千葉圭一君
9番 佐々木修君	10番 加藤進君
12番 東隆一君	13番 松田兼宗君

○欠席議員(1名)

5番 山田誠君

○出席説明員

町長	岡嶋康輔君
副町長	長瀬賢一君
総務課長	濱野尚史君
総務課参事	石岡丈宜君
総務課総務係長	田中太治君
保健福祉課長	宮崎弘光君
保健福祉課参事	萩野友章君
子育て支援課長	野崎博之君

さくらの園・園長兼 国保病院 経営企画統括監	柏	渕		茂	君
国保病院事務長	千	葉	正	一	君
農林課長	寺	澤	秀	樹	君
農林課技術長	濱	野	真	行	君
農林課参事	佐	藤		司	君
農林課 農政畜産係長	山	田	大	輔	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
上下水道課長補佐兼 下水道係長	山	田		徹	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田 桐	克	幸	君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	関	孝	憲	君

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しましたので、全員協議会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議題は、昨日からの続きとなります。

初めに、総務課、子育て支援課、保健福祉課関係の議題に入ります。

組織の再編についてを議題とします。

濱野総務課長、説明願います。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、組織の再編についてご説明いたします。

資料をめくり、資料1ページを御覧ください。子育て世帯から高齢者世帯、その他多様な家庭環境に対して一体的かつ包括的な支援を切れ目なく実施するための課の統合と町民の利便性を考慮した窓口の集約化を行うため、組織の再編を行おうとするものです。

再編の概要ですが、保健福祉課と子育て支援課を統合し、保健福祉子育て課を新設しようとするものです。また、国保係を国保児童係に名称を変更しようとするものです。後ほど子育て支援課長より説明がありますが、4月より保健センターにおいて新たに設置するこども家庭センターの役割を担います。また、こども家庭センター設置に伴い、子育て支援業務を担う職員は保健センターへ異動することとなります。ただし、子育て支援課では児童手当や児童扶養手当、特別児童扶養手当及びことぶき出産奨励金などの給付窓口業務を行っていることから、移転による町民の利便性を考慮し、4月以降は保健福祉子育て課国保児童係及び福祉係が子供に関する窓口業務を行います。また、小学校、中学校の入学及び中学校卒業時に10万円を支給する入学・卒業祝金については、その所管を教育委員会学校教育課へ移管いたします。

私からの説明は最後となりますが、組織の再編に伴い、森町課設置条例ほか関係条例の一部改正について3月会議に上程させていただきます。

私からの説明は以上となりますが、引き続きこども家庭センターについて野崎子育て支援課長より説明があります。

○議長（木村俊広君） 野崎子育て支援課長、説明願います。

○子育て支援課長（野崎博之君） それでは、私からは先ほど総務課長からの説明にもありましたこども家庭センターにつきましてご説明をさせていただきます。

資料2ページにつきましては、こども家庭庁が示すこども家庭センターに関する概要について記載されておりますが、森町に当てはめてご説明させていただきますと、これまで子育て支援課に設置していた児童福祉を担う子供家庭総合支援拠点と保健センターに設置していた母子保健を担う子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として森町こども家庭センターを保健センター内に設置しようとするものであります。

す。

業務の内容につきましては、妊産婦や子供とその家庭に関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメントを行う機関でありますので、資料にもございますが、主に相談業務や情報提供、サポートプランの作成、保健指導、連絡調整等が主な業務内容となっております。あわせて、子育て支援課で対応していました虐待案件や要保護児童等の早期発見や適切な保護、支援を図るための協議機関である要保護児童対策地域協議会の調整機関も担うこととしています。右側にはセンターの機構について掲載しておりますが、センター長及び統括支援員、子ども家庭支援員、保健師等で運営をしております。

今回の組織の再編により、子育て世帯から高齢者世帯、その他多様な家庭環境に対して一体的かつ包括的な支援を切れ目なく行うための保健福祉子育て課、子供たちとその家庭を取り巻く様々な課題に対しての支援や相談体制のさらなる強化を行う森町こども家庭センターがそれぞれ中心となり、町民の皆様のサポートに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○4番（河野 淳君） こども家庭センターの関係で、今まで要保護児童と虐待の案件、計画の中で定めていたと思うのですけれども、たしか保健センターと子育て支援と教育委員会だったと思うのですけれども、その辺も仕組みはこれに併せて改正する予定なのでしょうか。

○子育て支援課長（野崎博之君） 要対協の話ですけれども、これに関しては事務局的なものは今度こども家庭センターのほうに持っていくという形になりますので、要対協の会議ですけれども、教育委員会に限らず、関係機関全てが集まる機関になっていますので、その辺の内容整理の部分も含めてきちっと家庭センターのほうで集約しながら今後対応していきたいというふうに考えています。

○7番（斉藤優香君） この組織の説明をしてもらいたいのですけれども、こども家庭センター長がいて、その下に総括支援員という方がいらっしゃいますけれども、この方はどういう資格を持ったり、立場の人なのかというのと、子ども家庭支援員というのも常時2名配置というのはどういう資格を持って、どういう方なのか。そのほかに保健師がいるということですね。なので、それをちょっと教えていただければ。

○子育て支援課長（野崎博之君） まず、機構についてです。センター長は、もちろん家庭センターの組織全体のマネジメントと責任を取るものでございまして、統括支援員につきましては一応要件としましては保健師さんとか社会福祉士ですとか、それ以外にも母子保健、児童福祉に係る資格を有している方ということが要件とされていますが、その要件を満たさない方でも、研修がございまして、その研修を受講された方は統括支援員になることも可能であるということになっています。それと、子ども家庭支援員につきましては、子育てに関する悩みとか、いろいろなものの相談を受けて問題解決を行う、助言等をする、

指導を行うものですが、これも保健師ですとか看護師、助産師、社会福祉士等の要件はございますが、こちらに関しても都道府県の指定する専門研修があれば資格は取得できますが、実際今子育て支援課のほうに子ども家庭支援員は職員と保健師がおりますので、まずこの部分は2人カバーされるかなという部分です。それと、そのほかに保健師さんが1名必要になってきますので、保健センターには保健師さんたくさんいますので、常時いるということですので、体制的には問題ないのかなというふうに思っております。

○7番（斉藤優香君） それでは、今いる方たちとあまり変わらず、保健師さんが担うという考えでよろしいでしょうか。

それと、あと最初の組織図なのですが、2課7係が1課7係になるということは、この保健福祉課と子育て支援課が1課になって全部が1課になるという考えで、その中から子供のことに限っては保健センターでやる、あとのことは保健福祉子育て課でやるということですか。お願いします。

○子育て支援課長（野崎博之君） まず、人員のほうです。今いる保健師さんにもお手伝いいただきながら、我々子育て支援課のほうも一緒に保健センターに入って、その辺二手に、母子保健と、それから児童福祉の関係で競合しながらやっていこうということです。人員的には子育て支援課の職員の一部が保健センターに行き、今従来の保健師さんたちと一緒に取り組んでいくという形になると思います。

あと、組織の機構の部分については、斉藤議員お話しになられたとおり、子育て支援課で持っている窓口業務については一応保健センターのほうでということにはなりませんので、今現在の保健福祉課の窓口で対応するということになりますので、万が一出生で来られた場合とかですと出生届住民生活課に出してもらえれば保健福祉課の窓口でほとんどの対応が可能になるのかなと、医療の関係もそうですし、児童手当の申請もそうですし、ことぶき出産もそうですし、ある程度のものがそこで解決できるというような形になるかと思えます。

以上です。

○7番（斉藤優香君） ということは、この役場の中には名称としては保健福祉子育て課というのがあって、しかしながら子育てのことに限っては保健センターでやって、手続だけがここに残るということですか。ということだと思っておりますけれども、それでさっき河野議員もおっしゃったみたいに、教育委員会とも切って離せないところが子供のこととなるとあると思うのですが、その辺りの組織的にはどういうふうな考えを持ってやろうとしているのかということあれば教えてください。

○子育て支援課長（野崎博之君） まず、役場内の体制についてです。斉藤議員お話しのとおり、保健福祉子育て課が要は子育て支援課で持っている手当ですとか、そういったものの窓口を担うことになります。一応子供の関係で何かご相談事ほかにあるようでしたら、保健センターのほうのこども家庭センターのほうで対応になると思います。もちろん今お話しにもなっていますが、ケアラーの話ですとか虐待の部分も含めて、そういった部

分も含めていろいろなご相談に対して保健センターのほうで対応できるかなというふうに考えています。

それと、もう一つ、ごめんなさい、何でしたっけ。

（「教育委員会」の声あり）

○子育て支援課長（野崎博之君） 先ほど河野議員のときにもお話ししましたがけれども、例えばその家庭で何か問題が発生したとなったときには関連機関を呼んで、先ほど言った要対協という機関がありますので、そういった部分で関係者は全て呼んだ中での協議というのができていますので、これまでどおり教育委員会とはもちろん連携も図っていきま

すし、もちろんこちらとしては教育委員会の情報が必要とあればこちらから積極的に働きかけていかなければならないなというふうには思っています。

○2番（河野文彦君） 今回の再編は、子育て世帯から高齢者世帯、結果的に機能がより充実する。町民の利便性も高まるための再編だと思いますので、この再編のこと自体は私はいいことかなと、いろいろ見直していい方向に進んでくれればいいかなと思っているのですけれども、1つ気になったのが、さっき斉藤議員がそれを聞いたのかなと思ったので、ちょっと僕ピントが合わなかったですけれども、例えば子育て支援課に何か申請するだとか手続するということがありますよね、それは今まで役場の庁舎内に来てやっていたのですけれども、そういう手続の窓口も上に行ってしまうということでもいいのかな、そこ確認させてください。

○子育て支援課長（野崎博之君） 総務課長の説明からもありましたけれども、子育て支援課でいう窓口業務というものは役場の今現在の保健福祉課で対応していくというような、基本的にはそういう考えになります。ただ、それ以外の例えば相談事ですとかいろいろ、各家庭いろんな問題抱えていますので、そういった部分に関しては保健センターに来ていただけると僕らが対応できるということです。今行っている窓口はこの役場の窓口

に置いていく形になります。

○2番（河野文彦君） 済みません、繰り返し確認なのですが、例えば自分の経験でいくと児童手当の概況調査だとか、子育て支援課に出していましたよね、それはここに1年に1回持ってきていたよね。今それがあるかどうか分からないのだけれども、そういうものの例えば申請だとか調査物の提出はここでいいと、それ以上の例えば踏み込んだ相談事だとか困り事みたいなことがあればセンターのほうで対応してくれるということですよ。再確認をお願いします。

○子育て支援課長（野崎博之君） 河野議員お話しのとおり、そうです。現況届については、児童手当の現況届についてはもう今なくなりましたので、ただ児童扶養手当については引き続きありますので、そういった部分も含めて役場の中でその対応はさせていただきますし、それ以外の手続以外のものであれば保健センターのほうで、家庭センターのほうで対応していくというような形になります。

○6番（野口周治君） 私の頭の整理のためにお尋ねをします。国が組織を組み替えて子

育てに注力するという立てつけでいろんなことをやろうとしている。それに対応してこども家庭センターをつくるというのが今回の中心点のように思えるのですが、国がやろうとしていることプラスアルファでやろうとしていることがこの中にあるのかどうか。

それから、2つ目ですけれども、主に人的資源、人を増やすとか、あるいはこれまでできていなかった業務をやるというふうに幅を広げていくという要素があるかどうか教えてください。

○子育て支援課長（野崎博之君） お答えします。

今野口議員お話ししたとおり、国がいろいろ施策を打ってくる中で、実はこども家庭センターというのは令和6年4月から努力義務ということで話が出ていますけれども、ただこども家庭庁としては令和8年度までに全市区町村に設置したいという部分の考えを打ち出してきました。そういったことで、国からはこういうこども家庭センターを主に置いた施策的なものがどんどん下ろされてくるという部分は感じていますので、国に対する対応というものが一番大きな要因になりますけれども、ただ、今の時点で実際包括支援センターと子供支援拠点をうちのほうで2年前につくりましたけれども、実際に小さい子供さんですとか要保護児童ですとか、取り扱う部門が重複していた部分があります。本来本来に重大案件になるとお互い集まった中で、さっき言った要対協ですとか、そういったものの中で協議はしていくのですけれども、そこまでいかない案件なんかはお互いの両者の判断でとどまって解決になるというものもこれまでたくさんありました。

ただ、これからこども家庭センターでそれが1つになることによって、そういった案件も合同会議みたいなものを開いていきますので、もちろん保健師さん側の考えですとか、我々児童福祉の考えですとか、そういったものを家庭センターの中でこの家庭こうだけれども、どうだいというような協議がこれからどんどん図られていきますので、こういった家庭に対する支援というのは必ず大幅にいいものになっていくのかなというふうに私は思っていますし、もちろん以前議員さんからご質問もありましたケアラーの話ですとか、そういった部分、うちの町では大きくまだそんなに、手だてというか、そういう部分はありませんが、ケアラーの部分についても子供だけではなくて大人の方のケアラーというものもたくさんいます。ですので、今回保健福祉子育て課ということで、子供だけではなくて大人の方も含めた中でしっかり取り扱っていこうという部分ですし、子供に関しては重点的にこども家庭センターの中でやっていこうということでの機構の再編ということで踏まえていますので、今後いろいろ国から下ろされてくるものもかなり多面にわたって広い分野が来るとは思いますけれども、こども家庭センターが中心となって役場全体巻き込んだ中でいろいろと対応を打っていかなければならないかなというふうに考えています。

○6番（野口周治君） お答えなかったのが、人を増やすとか。機能のことは非常によく分かりました。いいなと思ったのですが、例えば人を増やします、機能が増えるから人を増やしますという要素があるかどうか。

○子育て支援課長（野崎博之君） 人員につきましては、今いる人員の中で再編していく

というような形で進まれていると思いますが、ただ今後どうなるかは私の中では人事の絡みはお話はできませんけれども、そういった形になっていくかと思います。

○8番（千葉圭一君） 再度確認したいのですけれども、保健福祉子育て課という課自体が全部保健センターの中に移るのですよね。

（「違う」の声あり）

○8番（千葉圭一君） どうして、子育て課（保健センター内）って書いている。まずその確認と、それともう一つ、子育て支援係と健康増進係ってあって、その下に矢印でこども家庭センターの役割を担うって書いてありますよね。担うということは、2ページ目に書いてあるこども家庭センター長とか、こういったものはこの中から人を出すということなのですか、それともこれはこども家庭センターというのはこういうものだよという説明のためについている資料なのですか。

○子育て支援課長（野崎博之君） まず、1点目の機構の話ですけれども、今の保健福祉課と子育て支援課がまず一緒になります。その中から、今保健センターには健康増進ありますし、子育て支援課には子育て支援係がありますので、この増進係と子育て支援のほうの一部が一緒になって保健センターでこども家庭センターというものを設立しようとしているので、今でいう保健福祉課の大半のものはそのまま残る形になります。なので、一部の職員、要は役場の中だけでいうと子育て支援課の一部の職員が保健センターに異動する形になります。

（「異動して、こども家庭センター」の声あり）

○子育て支援課長（野崎博之君） そうです。機関を担うという形になります。

○13番（松田兼宗君） 保健センターのほうに一部が異動するというのは、今保育所できるわけですよね、そういう絡みもあって子育てに関する支援に関してはそこで担うのだというふうな理解でいいのかなとは思っているのです。ただ、そのときに、いずれ将来的なことを考えたら保育所自体が今建てている保育所だけ、1つになってしまうのではないのかというふうに、そして幼稚園についても小学校内に設けているわけですから、近くなってしまうし、そういうこともあってそこに持っていくという意味での理解でいいのだろうか。

それと、もう一点、移るのはいいのだけれども、結局場所が移るのって窓口利用する人があちこち今までと変わるということは分からないわけですよね、その辺の告知の部分で役場に出向かなくてもできる仕組み、要するにホームページ等を通じた中でのいろんな書類の申請とか、そういうのというのは可能にしていくのだという考えがあるのだろうか。とすれば、場所はどこに行っても構わないとは思っただけけれども、その辺どう考えているのか。

○子育て支援課長（野崎博之君） 1点目の保育所の建設の件ですけれども、今回はあくまでも保育所がそこに建つから行くという話ではなくて、松田議員がおっしゃったように将来的には、以前からお話ししていますけれども、今の新しい保育所1か所になるものというふうに私も思っているところです。たまたま保健センターがあそこにあった上で、こど

も家庭センター設置に向けてとなったときには今回このパターンがよかったのかなと思っ
ていまして、今回この話を進めていく中で保健センターだけでも1課でもいいのではない
かなという考えも私1つ考えてはいたのですけれども、ただ本当に今これから支援してい
く中でいろんな部署の力ってすごく借りていかなければならない案件が非常に多くなっ
ていきますので、その課をつくることによつての弊害というわけではないですけれども、
連携の取りやすさを考えると保健福祉の中でお互い、包括ですとか、いろんな係ありま
すので、そういった部分で事務を進めていく上ではこういった形がいいのではないかなとい
うことで今回こういう再編の案という部分で進めさせていただいております。

○総務課長（濱野尚史君） 私のほうから後段の質問について答弁させていただきます。

まず、周知に関することですけれども、今回の課設置の関係の改正が3月議会になって
しまいますので、どうしても広報での周知が4月号になってしまいます。でも、実際は4
月1日から新しい体制になりますので、議決をいただいた際にはまずは町のホームページ
等で組織の再編に伴うこと、それから手続の窓口が変わること、それについてお知らせす
るのと併せて、役場庁舎、それから保健センター内にも4月以降こういうふうに手続が変わ
りますということについてのお知らせをさせていただこうというふうに思っております。

次に、手続の関係ですけれども、既に国で進めているDXの推進計画の中で行政手続の
オンライン化とかも進められています。マイナンバーの必要な手続等に関しては、国のマ
イナポータル等を活用して今既にやっておりますし、それ以外でもロゴフォームを使って
ある程度手続できるようになっています。今後もさらにその手続できるようになっていま
す。今後もさらにその手続できるものについてはオンラインでの手続進めていきますけれ
ども、まだいろいろ手続できることを知らない方もいますので、手続を増やしていくのと
併せてオンラインでできる手続の業務の一覧等についての周知についても併せて進めてい
きたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） もう一回ちょっと説明してもらいたいのがあって、保健福祉課と
子育て支援課が一緒になりますよね。ここに載っている1課7係になったときに、新しい
国保児童係というので、国保係というのがなくなって変わっているのですけれども、普通
に子供だけではない人たちもここの保健福祉子育て課で手続とか、いろんなことやってい
くですね。その中で国保係というのはなくなったのかなというところはどうか。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 私のほうからお答えいたします。

今回の組織の再編において国保係が名称変更で国保児童係というふうに変わります。で
すから、今まで行っていた国保だとか後期高齢者だとか医療費の助成だとかという部分に
ついては今までと変わりなく行う予定で、それにプラスアルファで児童手当、それから児
童扶養手当、特別児童扶養手当、あとことぶき出産、その事務を国保児童係と福祉係で行
うような形になります。

以上です。

○7番（斉藤優香君）　ということは、保健福祉課としては仕事が増えるということになって、そこを国保だけでも児童のそっちの手續も全部そこで見ますよということになるということですか。

○保健福祉課長（宮崎弘光君）　斉藤議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（木村俊広君）　ほかにごございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　以上で組織再編についてを終わります。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩　午後　１時５５分

再開　午後　１時５６分

○議長（木村俊広君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、総務課関係の議題に入ります。

政策参与の配置についてを議題とします。

濱野総務課長、説明願います。

○総務課長（濱野尚史君）　それでは、政策参与の配置についてご説明いたします。

表紙をめくり、１ページを御覧ください。国のデジタル田園都市国家構想総合戦略において、中長期的に重要である新たなまちづくり基盤の整備、まちづくり人材の育成、確保、デジタルを活用した誰一人取り残されないまちづくりの３つの事項を整理し、様々な施策の立案や再構築を進め、地域課題の解決に資する政策立案を推進するため、政策参与を配置しようとするものです。

職務内容については、町長の求めに応じ、専門的な立場から意見を述べ、または町政に対する助言及び提言を行うもので、身分は地方公務員法第３条第３項第３号に規定する特別職の非常勤職員となります。報酬については日額２万円で、週２回程度の出勤を見込み、年間で100日分の200万円を令和７年度当初予算で計上しております。なお、任期については１年度ごとの任期としようとするものです。

ここで、本日追加で配付した資料を御覧ください。政策参与に任命しようとするのは山形巧哉氏であります。同氏の経歴等は記載のとおりでありますので、ご参照願います。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君）　ただいまの説明について質疑ございますか。

○3番（高橋邦雄君）　まず、デジタル総合戦略において知識がたけている方は必要性は高いというのは認識していますが、１点だけ、デジタルを活用した誰一人取り残さないまちづくり、これという意味合いは全町民というふうに僕は認識しているのですが、あくまでもデジタルを駆使した政策、そういうような今回の目的、説明ではイメージがあるので、森町は高齢化の方も多いので、ましてやこれ使えない地域の方もいます。デジタ

ルに特化した政策というよりは、政策をする方なので、森町の全体の施策に関わるようなイメージでやっていただくというのが本来ではないかと考えています。その辺りどうですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

今回の提案理由の説明の中に、デジタル田園都市国家構想総合戦略という言葉書かせていただきました。名前を見ますと、やはりデジタルに関するというようなイメージが膨らみがちなのですが、今国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の前段階はまち・ひと・しごとというところの総合戦略で進んでいて、それがデジタルを活用したまちづくりの基盤、人づくり、そしてまた誰一人取り残さないというところに移ってきているという流れであります。基本的に今資料でお示しさせていただいた山形巧哉氏に関しましては、デジタルの分野に関してすごく、知識もそうですし、外部の人脈といいますか、会社も個人も含めて幅広くその知見あります。といいながらも、基本的にはデジタルを活用したというところよりは、今この日本国の政策の構成、そしてまた様々な諸課題を解決するために必要不可欠なデジタルを活用して、この町の全体的な政策に関与していただく、そういうようなイメージで思っております。

政策参与という立場でございますので、特定の課に属さない。立場的にいうと私、副町長、教育長、そして参与というところの立場になるのかなと思います。ホームページのほうにも載っているのですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の会議の中でイメージ図が1つあります。町長から各部局に対して政策を指示する。その中において政策参与の考えも加えて一緒にやっていくというイメージが一番分かりやすいのかなと思っております。

しかしながら、先ほど高齢者のお話も出ておりました。既に今進めている当町の例えば公共交通の事業だったり、ICT教育、そしてまた高齢者に対するデジタルディバイド対策、またさっきちょっとお話にも出ましたが、書かない窓口、そしてまた、こういう表現があるのかどうかですけれども、行かない窓口といいますか、自宅にいても行政手続、また行政サービスを受けれる、そういった総合的なまちづくりの方向性というものをデザインしていかなければならないし、その行く先には第3次森町総合計画が控えております。そういったもの全体も含めて政策参与という立場で彼の知識ですとか、そして繰り返しますけれども、外部との関係性等々を政策、そして各課の担当施策に生かしていければと思います、今回このような提案をさせていただいている次第です。

以上です。

○3番（高橋邦雄君） ということは、国の政策をいち早く森町に還元できると、その国の政策を森町独自でイメージした政策を立案していただくというようなイメージだと思うのです。今回僕もこれは賛成なのですよ、実は。時代にのっとったというのもありますし、今子供たち、デジタルの時代なので、より知識も高めていかななくてはいけないような段階ではあると思うのです。ただ、一番危惧されるのは、町全体にとっての利便性というので

すかね、地域の皆さんにとってこういう政策参与を位置づけることによって町の方がどれだけ利便性がいろんなものがあるかというのがやっぱり現実的に今後必要になってくると思うので、そこも考えた上での政策参与の位置づけでよろしいですね。

○町長（岡嶋康輔君） 高橋議員おっしゃるとおりでございます。何を彼にやらせるのかというところ、その効果測定ではないですけども、それでどのように変わったかというのは、これはしっかり町民の皆様にお示ししていかなければ、やはり税金を使って彼を雇うという話になりますので、その辺はしっかりとお示ししていきたいと思います。

以上です。

○２番（河野文彦君） 今回この全協の資料、大分前から配付されていたと思うのですが、個人のこの資料を今日ぎりぎりになって配付した理由って何ですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

全協の段階ではこの資料は追加しておりませんでした。これは、今日私が独自に皆様にお示ししようと思って追加させてもらいました。

以上です。

○２番（河野文彦君） 今までこういう形でこういう方に何かを託したいとか、委任したいとかというケースの場合は資料と一緒に名前だとか経歴だとかも大体ついてたと思うのだけれども、ぎりぎりにこれだけを出してくると何か後ろめたさでもあるのかなとか思えない。そこはちょっと不思議。というのは、僕がなぜ後ろめたさを感じているのではないのって思ったかという、まずこの参与の配置については専門的な部分の助言というところは職員だけではやっぱり足りない部分を協力してもらうということもあるでしょうから、いいのですけれども、人選だ。僕が一番気になるのは、山形さんって役場退職したばかりです。そこが一番気になるの。例えば、ちょっとケースは違うけれども、国でも道でも、例えば天下り、５年以上経過しないと取引している役員になれないとか、いろんなそういう倫理的な規制をかけているのだ。山形さん自体が悪いとかではなくて、役場退職して間もなく、また役場からこういう形で報酬を支払う形にするというのがどうも何なのだろうって思うところがある。彼の能力とかの話ではないのです。言ってしまうと倫理的な部分、そこを町長どういうふうに考えているか、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、資料がちょっと提出遅れたということに関して疑問というか、それを生じてしまったというのは、この資料の作成、提供に対しては私が独自に進めておりましたので、これは私の責任であると思います。そこは申し訳ないと思います。しかしながら、何かやましい点とか後ろめたい点というのがあるのかというところに関しては、これは全くございません。そして、町の規定の中では退職後２年を経過すれば契約に関われるみたいな感じですかね。

（何事か言う者あり）

○町長（岡嶋康輔君） 町の仕事を担えるという、一応そういう内規というか、規定になっ

ております。

彼がなぜ適任かというところなのですがけれども、まさに議員おっしゃるとおり、もともと役場の職内にいて、役場の組織のことも重々承知していて、管理職から彼の下の若手の職員から、全ての人間のことを熟知している。そういった中において彼が役場を辞め、起業して、町外様々な自治体にも参与的な仕事で彼は入っていますので、そういったほかの自治体の事例、そしてまた自治体の仕事等々も熟知しております。先ほども少しお話しさせていただきましたけれども、様々な企業、そしてまた様々な全国のIT人材、関係するそういった人脈等々も物すごく彼は厚いものがございます。この間も実際様々な面で森町の高校の様々なそういった事業ですとか、いろいろな仕事に彼は協力しております。当然仕事としてではありますけれども、そういった中で彼のそういった森町に対する思い、今お話しさせていただいたそういった外部の知見、役場職員、中身をよく知っている。この3つを統合しますとやはり彼が一番適任なのかなと、彼と類する、また彼のレベルに達するような同じ人材は私はいないと思って彼を登用したいと考えております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 現在の役場の中の規定では2年たてばいいということなのかな。けれども、この件に限らず、役場退職、定年ではなくて途中で退職して、すぐ役場から仕事もらっているのではない、あいつらみたいな声ってすごくあるのかわ、正直。分かっているでしょう。だから、それが2年がいいのか5年がいいのか、それは分からない。ただ、そういう目で見える方もたくさんいるということをちょっと心に置いてほしいな。正直言って僕もそう思っている。ちょっと言い方きつくて悪いかもしれないけれども、仲よしグループだものって言う人いるのだよ。だから、彼自身の能力をどうこうって言っているのではない。僕は、役場を退職して間もなくでこれだけの報酬を払うということに対してちょっと違和感を感じる。そういう意見は町民から正直言っている、彼に限らず、ほかのケースでも。それに対して町長、どう思いますか。

○町長（岡嶋康輔君） 当然議員おっしゃるお話は、私も直接聞いたこともあります。確かに町長として町政執行を預かる身として違法なことは当然駄目ですし、町の利益に反するようなことであればそれはやるべきではないと思います。しかしながら、彼の経歴、その他の今議員ご指摘のことも含めて、これはやっぱり成果としては私はしっかりお示ししていけるものだと思信しています。それは、しっかり議員の皆様をはじめ、町民の皆様にも、私の政治的な発信になるのか、行政からの発信になるのか、それは参与として行政の仕事として携われればそれは行政から発信していけることにもなると思いますので、それは併せて私はしっかりと発信して町民の皆様にも納得していただけるような仕事をしていただきたいと思いますし、そう思ってもらえるように私は町民の皆様にも問いかけてお話ししていきたいと思っています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時17分

○議長（木村俊広君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかにございますか。

○13番（松田兼宗君） 幾つか知りたいのですが、一応2万の100日ということで、これ前後する形ありますよね。そして、これを超えた部分については当然それを補正していくという形になるのでしょうかけれども、その確認と、参与という立場、ちょっと私分らないのだけれども、例えば議会の中で出てくるということになるのだろうか。呼ばれたというか、そういう立場的に。課長とか、予算、決算委員会だとか係長を含めているんな職員出てきてやるけれども、彼はどこの課に属する形になるのですか。

それと、採用するのはいいのだけれども、受皿としてこれだけのこと、私は外部職員だというイメージ持っているから、外部職員が来て、そしたらそれを受皿にして庁舎内の職員の組織というか、だって一人で来たって何ができるか分からないわけでしょう。結局自分で直接下しているんなことをやるわけではないから、その受皿になる組織というか、そういうことを考えているのだろうか、その辺ちょっとお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

彼の役割、立場というものを、これは一つの考え方なのかもしれないのですけれども、私が考える上ではあまり特定の課に属させない。例えばいろんな制度あります、総務省でも。地域おこし協力隊もそうだし、地域活性化起業人とか、総務省のアドバイザー制度とか、それは本当にたくさんあります。その中で、誤解を恐れずストレートに話させていただきますと、特定の課が予算措置をしたその課の中で動くのではなくて、課を飛び越えた課の上のほうで動いていただく、そういう位置づけで考えています。さっきも少しお話しさせていただいたのですけれども、町長、副町長、教育長、参与、そういう枠組みの中に彼は存在するということなんです。

足りない部分は補足ちょっとしてもらいたいのですけれども、一応報酬として月額2万円の100日というところで計算はさせていただいておりますけれども、ここに関しては週2日しか働きませんよとかというニュアンスではなくて、報酬の決め方として大体月額2万円掛ける100日というところでお示しはさせてもらっているのですけれども、彼町内にいますし、連絡先皆さん知っていますし、いろんな連絡は取り合えるのです。そういったことを示せば、こういった例えば週に何回とかというところに当てはまらず、フレキシブルに動いていただける環境は提供できるのかなと思いますし、彼もそういう意向というか、思いはあるというところは確認しています。

○副町長（長瀬賢一君） 私のほうから、ちょっと補足といいますか、働き方に関してなのですけれども、一応今彼別の会社に勤めていて、そこはオンラインで町内にいながら出

勤しているというような勤務形態取っています。その勤務日数、週4回なのですけれども、それを1日削って、町のほうに1日その分を注力していただいて、週に1回は役場のほうに出勤していただいているいろいろな事務をしていただくという形になっています。プラスアルファ、彼いろんな外部との人脈がありますので、そういった方々を役場に連れてきてもらって、そして役場の職員とつないでいただくような、そういうようなイメージでおおむね週2回程度ということで、これが上限になるというふうに思っていたいただいても大丈夫だというふうに考えてございます。

以上です。

(何事か言う者あり)

○副町長（長瀬賢一君） それから、議会の出席については、これは現時点では出席というふうには考えてはございませんです。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 議会出席はいいのだけれども、万が一そういうようなことが説明求めた場合に出席を、参与という立場からするとそういう義務というか、あるのだろうか、条例的に。その確認。

それと、もう一点、彼結局個人事業主ですよ、今会社に属しているみたいな話も言っているのだけれども、あくまでも個人で個人契約で、会社組織はなっているし、結局事業主、インボイスの絡みとかいろいろ出てくると考えたら、個人事業主なのだろうなと思いつつながら、いずれ法人化するのを考えているのかどうか、その辺分からないけれども、そういうようなことって関係してこないのだろうか。法人契約ではない。あくまでも個人契約。彼はいろんなところに属して、会社にも入っていて、週4回のところ3日に減らすという話を言ったから余計そうなのだけれども、その辺の重複した職との絡みというか、あくまでも個人事業主とすれば申告すればそれで済む話なのだけれども、役場のほうとしてはそういうのって特に問題にはならないのだろうか、ちょっとその辺。

○議長（木村俊広君） まず、前段で小田桐局長から議会対応について。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 今松田議員のほうから、恐らく説明員の出席要求という、そういう部分ですよ。一応地方公共団体の長、教育委員会、ずらずらと並べてあるのですが、今回の資料にある身分のところ、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員、これ大変申し訳ないのですが、この部分について説明員として呼べる、呼べないはちょっと調べさせていただきたいなというふうに思います。この字面からいうと可能かなとは思ったりもするのですが、この場では正確なところを言えないので、ちょっとお待ちいただければと思います。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時28分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○8番（千葉圭一君） 任期なのですがけれども、1年以内ごとに任用するって書いていますよね。でも、目的のこの文章を読むと中長期的にって書いていますよね。ということは10年、20年、結局この中長期的に重要であるこの3つの事項を整理して施策の立案とか再構築を進めるわけですから、1年ごとに山形さんを任用して、ずっと任用し続けるという前提で1年ごとという考え方なのですか。それが1つと、この施策の立案とか再構築、あと地域課題の解決に資する政策立案というのは、基本的にデジタルを活用するという前提での政策立案に固定されるのですか。

もう一点、山形さんは参与という立場ですがけれども、これは町長に対して政策立案をこういうふうにしたらどうだろうかというのを、それとも各課長クラスに指示する立場にもあるのかどうか、その辺ちょっと確認したいのですがけれども、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

基本的には、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたとおり、町長、副町長、教育長、参与、その中での枠組みになります。仕事としては、政策提言というか、政策を考える上での三役の中でのアドバイスということになるのかなと思います。しかしながら、そういうこともちょっと飛び越えて、各課から分かりやすく言うと悩み事ですか、政策に対する国とのつながりにおけるいろんな解決策のアドバイス等々も彼には行っていたのかなと思っています。一旦これで。

以上です。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

任用の1年ごとのというところなのですがけれども、中長期的にということで、もちろん町としてもそういうスパンで長い間政策立案に助言をいただきたいというような思いがありますし、彼も今時点ではそのようにやっていきたいというふうに思っていると思います。ただ、任用の期間については1年ごとに双方の思いをきちんと確認した上で都度更新していこうということで、それが一番ベストではないのかなということで1年での任期の更新ということで規定したいなというふうに考えてございます。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） すみません、デジタルに関わることに限定するのかというご質問もあったと思うのですがけれども、基本的に国のデジタル田園都市国家総合戦略に関しましては非常に行政的に難しいいろんなやり取りもあったりもするのですがけれども、基本的には第2世代交付金ですか、今与党のほうで予算を倍増した地方創生絡みの予算等々も、この間まち・ひと・しごとの事業もそうだったのですがけれども、例えば何かが古くなった、新しくしたいからというところではなくて、この地方創生を地域で必要な課題を戦略的に担当課も含めて、単純な事業ではなくてまちづくりに対して発展性のある、そういった事業につくり替えるものを求められています。そういった中で、俗に言う様々な事業に対す

る作文、趣旨、事業の方向性というものはかなりレベルが高く、難しくなっていると思っています。そういった点に関してのアドバイスというところでは、デジタルにかかわらず、まちづくり全体のそういったものにも関わるのかなと思っていますので、何か特定のデジタルだけというところではなくて、関わりのある全ての行政の施策に対してアドバイス、政策の関与をしていただこうかなと思っています。

以上です。

○8番（千葉圭一君） あと1点だけ、山形さん、この政策参与に頼り過ぎる、要は偏り過ぎるという傾向になりがちになってしまうのではないかなという懸念があるのですよ。人を育てる人材育成の話が一切なくて、この政策参与の下で指導を受ける人が例えばいるのであれば第2、第3の政策参与が現れるかもしれない。でも、今のまんまだと政策参与に偏り過ぎてしまって、その人がふと何らかの形でいなくなってしまった場合、では誰がやるのといったら、みんながたがたになってしまう可能性もあるわけですね。そうすると、できれば人材、恐らく担当課を含めるということでしたので、ボトムアップはしていくのでしょけれども、そういった人材育成についてはどのように考えていらっしゃるのか、1点だけお聞きします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

当然要素としてはしっかり考えていかなければならないと思います。それは、彼をどう関わらせるかということにも密接に関係あると思います。先ほどのとおりでもあるのですけれども、今各担当課において必要なものというのは新たな事業に挑戦して新たなものを組み立てて、それが国のレベルに合致するようなもので新たに森町の課題を解決する、実施する、そういった事業を行っていくという実体験、そういったものも必要なかなと思っています。それを何か分からない、何か課題を解決するに臆しているというところで一步踏み出せないという状況をこの政策参与の関わりの中で打破していくことで担当課、担当職員、様々な彼らのそういった教育にも私はつながるのかなと思っています。

以上です。

○4番（河野 淳君） 何か個人の資質みたいな話になっているので、私あまりそこは、誰がなってもいいですか、求める人材が誰かというところで決めればいいのかという意見なのですけれども、ただ1点、政策参与の関わり方について考え方ちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど議会での答弁はしないかもしれない、今調査中という話だったのですけれども、例えば政策参与を置くということはトップダウンで事業を進めていくことだと思うのです。役場の庁舎内であまりボトムアップで事業上がるということは、よくなる職員とかでないが上がっていかないことが多くて、ある程度トップダウンで仕事が来ると思うのですけれども、例えばその職員にトップダウン方式で仕事をやらせたときに政策参与が議会对応しないということは、その下でやっている職員の方、例えば課長ですとか、職員の方のモチベーションとかキャリア育成の部分に関わってくると思うのです。

その辺この政策参与の提言の部分と職員の仕事にどういう具合に生かしていくかというところをある程度ちゃんとしていかないと、今後例えばそれが基で政策参与と職員の間にあつれきが生じたりですとか、うまく事業が進まないということが誰になっても想定できると思うのです。実際参与を呼ぶということは、行政職員で解決できない部分を民間手法で求めるということなので、少なからず職員には反発出ると思うのです。その部分を例えばトップダウンだからって押さえつけてしまうのか、ちゃんとその辺すり合わせをしてお互いに実際の実務をやる職員との話し合いが進むのかというのをすり合わせしないまま、町長の意向だからということで進めていくというのは非常に危ないと思うのです。そういう意味での説明責任を兼ねて、ほかの自治体では政策参与が全協とか議会の本会議でも説明している例が多いと思うのです。その辺、せっかくいい制度なので、職員との政策のつくり方とかの部分についてももうちょっと練ったほうがいいかなと思うのですけれども、どのようにお考えですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

当然その辺の懸念は私も想定しております。今までに至ってもそうなのですけれども、実際担当課が抱えている課題をちゃんと把握しながら、そのバランスを見て指示を出して、一緒に事業を進めていくというふうなやり方をしないと議員おっしゃるとおり崩壊してしまうというような、そういった認識は私も持っています。それにプラス今外部から参与が来て、より特段色濃く、また複雑な、担当課からしてみるとそういった事業をやらなければならないという思いになってしまうとそれは本末転倒かなと思いますので、その辺は手法としてしっかり検討というか、配慮、注意しながら進めていきます。

以上です。

○4番（河野 淳君） 町長の言葉もありますので、できれば施策のプロセスといいますか、どういうスキームで施策を上げていくかというのもある程度その筋道を出していただければ制度として考えていくという部分ではすごくいい取組だと思いますので、なるべくそれがうまくいくようなスキームづくりについてちょっと検討していただきたいなと思います。

○町長（岡嶋康輔君） そのようにしっかりと進めてまいります。

○1番（伊藤 昇君） 1つ聞きたいのですけれども、私副町長に聞きたいのですけれども、先ほど町長のほうから代わる人材いないのだという話があるのですけれども、副町長に推挙されたときに、すばらしい人材で、副町長に推薦をしないと、議会で同意をしている。副町長の仕事というのは、やはり政策立案ですとか、まちづくりですとか、人材ですとか、そういうここに網羅されているものが全てだと思うのですよ。各課との連携を取って、企画なんかは政策の担当課ですよ。それで、代わる人がいないということは、副町長こういうことはできないから、政策参与が必要になっているのですか。まず、そこ1点。

○町長（岡嶋康輔君） すみません、副町長というご指名あったのですけれども、それは私のほうから答弁させていただきたいと思います。

この間本当にいろんな課題に関して長瀬副町長は取り組んできていただきましたし、役場内においては古くから本当にいろんな問題、課題にも精通しておりましたし、当然その辺は伊藤副議長もよくご存じなのかなと思いますけれども、そういった役場行政内の人間と外部の役割、これを参与を入れることによって付加して、さらにつなげるというところが今回参与を登用する一番の目的であります。そういった中で、当然私もそうだし、副町長もそうだし、教育長もそうです。参与から学ぶこと、お互いが意見交換して共有して、お互いが高みを目指して進んでいくという要素もあるのかなと思います。そういった面では、今以上に高みを目指して我々三役も進んでいきたい、そういった意思の下での今回の参与登用だということでご理解いただければなと思います。

以上です。

○1 番（伊藤 昇君） それで、副町長という立場で各担当課からヒアリングしながら、町長も2期目ですよ。1期目にまちづくりの人材、先ほど千葉議員からもあったのですが、人材育成、やはりそういうところをしっかりとこななかったのかなと。山形さんがしっかりしていたと、今まで職員できていて、こういう経歴持って、企画でいて情報やってという、そういう業務の中でだんだん積み上がってきたものもあるのですよね。北海道に出て行って、そしていろんな情報を得てきたり、そういうことの人材をつくってこなかった。だから、もし違っていれば、山形さんみたい人が役場にいるかもしれない、そういう人材をつくっていれば。そうすると参与を頼まなくても副町長さんをトップとして、俺副町長はすごい人だと思っているのですよ。総務経験もあり、企画もあり、やっぱり人間的にもいいから、私はすごい人だと思っているので、代わりになる人がいないという言葉がどうも私引っかかって、すばらしい人材いながら、それを使えないのでないかなと、私はこう思っているのです。それと、総務課長さんなんかもうすごいですよ、デジタルに関して。そういう人材がたくさんいる中で、いないなんていう言葉を言われたというのは非常に私は不満なのですけれども。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほど議員ご指摘のとおり人材がないという表現をしてしまって、それがそのように伝わったというのはちょっと申し訳なかったなと思います。しかしながら、これから求められるのは役場の中の庁内の仕事、役場組織内での仕事と民間でのそういった経験、民間での事業のやり方等々をミックスしていかなければならないと思っています。それこそ1期町長やらせてもらって本当によく分かったのですけれども、すごく今行政に対してはいろんな仕事求められています。当然本当に行政しかできないことも含めて、まちづくりに関わる様々なことを行政職員というのは求められます。そういった中で、担い手の不足ですとか、いろんな課題もある中で今後の方向性としては行政しかできないことは行政で、民間が得意とするところは民間でという、まずその2つの基本を軸にして、お互いを情報共有させながらというところを組織として確立してやっていかなければならないのかなと思っています。そういう面では、町が役場の外に出ないと経験できないことというのは

やはりある一定数ございます。今人事交流で北海道のほうに出ている職員とか国のほうに出ている職員とかもいるのですけれども、それ以上に民間と関わって、民間のスピード感ですとか、知識ですとか、世間一般的なそういったものを行政に取り込むというところも今回の意図としてはあるというところをひとつご理解いただき、当然ご指摘のとおり本当に優秀でみんな頑張ってもらっていると思いますので、そういう意味でもさらにその職員も含めてみんなで高みを目指して、それが庁内、町民の皆様にとって価値のあるもので、もっともっとあると期待もしていただきたいということも含めて今回提案させていただきます。

以上です。

○1 番（伊藤 昇君） 今までの組織、副町長を含め事務方のトップ、それから課長さん、いろいろ経験積んで勉強もされてきている。その内容、中身を、組織自体を壊さないような、みんなをスキルアップさせるようなことであれば私はいいいと思うのですけれども、逆に組織を壊してしまうようなことであればこれはやっぱり本末転倒かなというふうに思うものですから、その辺りはどういようなお考え。

○町長（岡嶋康輔君） 当然そのとおりだと思いますし、実際仕事をするのは職員ですから、そういったものを壊してしまうということにはならないように、これはしっかり配慮しながら、それは全て私の責任というか、そういった流れになりますので、しっかりと責任を持って進めていきたいと思います。

以上です。

○6 番（野口周治君） 今までの質疑と重なるところもあるのですけれども、今政府が例えばデジタル化だというキーワードで、そこにいろんなものを入れ込んでいろんなことをしようとしている、変えようとしていると思います。そのことのいい悪いは横に置きます。それをどう動いていこうとしているのか、意図を含めて把握ができないと来た指示についていくということになってしまうだろうと私は思います。そういう意味で、この方はそこに関わっている人、最高レベルではないのですけれども、経産省だとか総務省だとかのワーキンググループに入ったりして仕事をしているということは、その中において政策の動向を少なくとも見てきているのではないかと思いますのですが、まずそうなのかどうかというのが1つ。

次に、こういう人をつくろうと思ったってできないのです。私の認識では、そういう場に行くチャンスがあって、なおかつ認められて次の仕事に来ないということとは関係ない。そういう人なのではないかと思います。これは質問ではなくて私の質問の前提ですけれども、こういう人を雇おうとすると例えば引き抜いて、うちに来ないかいという会社なんか幾らでもあります、今なら。私の認識だと同年代で例えば役場で働いている人の3倍以上の給料を払わないと来ないですよ、まず。そうではなくても来るような人は大した人ではない。だと思う。ということは、この人って年間一千数百万稼いで当たり前の人です、世の中的に。実力云々ではなくて市場価値という意味ですけれども、そういう人が1日

2万円でどうして来るのかなというのが私は疑問です。自分が稼げる人ですよ、稼ごうと思ったら幾らでも多分やれるはずですが、こういうポジションに行ってしまう。そういう人がなぜ1日2万円でこんな仕事をするようになったのか。売り込みがあったのか、こちらから頼んだのか。例えば案に相違して、先ほど質問の中ありましたけれども、1年やったけれども、これは駄目だ、組織が壊れていくとか、口ばかりだねとかいうことになって機能しないとなったら、さようならしなければいけないではないですか。そういうこともあると、1年ということはそういうこともあると書いてあるわけですよ。そういうことは本当にできるのでしょうか。2万円で約束したから、その代わり5年ぐらいはやってもらうからねという口約束があったりとか、そんなことはないのでしょうかけれども、なぜ、どうしてこの人が来るようになったのか、その人との関係、その人の内心のところで分かることを教えてください。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） 答えになるかはちょっと微妙ですけども、お答えさせていただきます。

まさに彼の郷土愛だと思います、それは。それが全てだと思います。実際こちらからお声がけはさせてもらいました。どちらかというと、どんどん、どんどん、町内にいながらも彼は外に、外に行っておりましてけれども、やっぱり自分のルーツというか、本当にやりたいことはこの森町のまちづくり、子供の教育だったり、高齢者のいろんなことだったり、どれだけ今この森町が課題を抱えているかというのは彼も一番よく分かっていると思います。このままという言い方はちょっとあれですけども、時代の流れの中でこの森町のいろんな変遷の中でやっぱり彼はまちづくりに携わっていきたいという思いはあると思います。現に、先ほど高校の話も少しさせていただきましたし、いろんなイベントもそうですし、そういう団体も含めていろんな活動もされています。私の範疇というか、分かる中でこのところであれば、当然それは彼が森町を本当に心から憂うというか、思っているし、やっぱり好きだからなのかなって思います。

以上です。

○6番（野口周治君） 少し生々しいですけども、こういう型にはまらない人が役場ではなくて外の世界に飛び出す、あるのだと思います。ただ、そういう人というのはえてして組織との親和性が低い人がいます。この方はみんなと一緒に仕事ができる方なのですか、それを教えてください。森町の役場の皆さんと一緒に仕事ができる方かどうか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

彼のことは役場の職員時代から長く、私の部下でもあった時代もありますので、よく知っているつもりではあるのですが、しっかりとその辺のところは組織人として、もちろん意見を言うところはしっかりと意見は言うところはあるのですが、そこは協調性を持ちながら仕事を進めてきた、そういう方でございます。

○2番（河野文彦君） すみません、先ほど最初の説明のときに週2日見込んで100日って言ったのだけれども、途中の説明でほかの業務があるので、週1回ぐらい来ていただい

て話変わったのですよね、どっちなのだろう。

もう一点、日額ということなのですからけれども、特別職だと例えば何時から何時という定時な形ではないと思うのです。それが例えば3分いても2万円なのか、最低何時間は、タイムカードか何かで管理するのか分からないのですけれども、日額の1日、1回勤務の概念というかな、そこを教えてほしいのと、僕これ聞くの忘れた。一番大事なところ、僕の中で。彼って森町民、そこをお願いします。3つ。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

働き方の件ですけれども、週1回は彼の働き方を変えて役場に来ていただくのがマストだと、必ず1回は来ていただけるというような約束をさせていただいております。どうしても出張等で来れないときあるのですけれども、通常は週1回は必ず役場に来ていただくと。そして、週2回ということに話が変わったということではなくて、あと週1回のほかに彼が例えばお客さんというか、取引先ですとか、いろんな彼とつながりのあるそういった精通している方、いろんなものに特化して精通している方を役場のほうに例えば連れてきていただいて役場の職員と面会をさせていただいて、その中でいろんな課で持っている課題があって、いろんな課でそういう課題があるのですけれども、そことマッチングできるかどうかというようなところをやっているのが大体トータルで年間やると最大でも週2回ぐらいになるのではないかなというような意味合いで先ほど答弁させていただきました。

あと、日額2万円ということですからけれども、これは時間の拘束というものはありません。来ていただいて、極端な話1分いてもということになるのですけれども、そういうことにはならないと思います。ならないと思いますというか、そういうことではなくて、やっぱり来ていただいた以上は一定程度中にいて、そういった業務といいますか、ものをしていただいて、それに基づいて報酬をお支払いするという形になると思っております。

あと、町内には在住しているということでございます。

（「住所は」の声あり）

○副町長（長瀬賢一君） ちょっとお待ちください。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 2時56分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○7番（斉藤優香君） いろいろお話が出ていて、私ちょっと聞きたかったのは、山形さんという方はもう分かってはいるのですけれども、先ほど町長からの話の中で森高の話が、休憩の中だったのでしたけれども、出たのですけれども、この中でまちづくりの視点として全国各地の自治体支援を行っているってなっているのですけれども、具体的にどのぐらい

の実績というか、どんなことを全国各地で行われたのか、そういうことは全く説明を受けていない。事例はないということになりますか。森高だけということになりますか。

○町長（岡嶋康輔君） 説明等々というところではないのですけれども、関わり合いの中で彼がどこに行ってどんなことをしたというのは重々私も承知しているのですけれども、改めてもっと詳しくその辺のところを資料でまとめて提出させていただきたいと思いますので、そちらでご参照いただければなって思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 1点だけ、最近というか、地方創生の人材支援制度が地方創生の絡みで制度的に7年度から新規にそういうのが出てきたり、内閣府なり環境省なりで国家公務員の身分のまま各地方の自治体に派遣する制度というのができてきているのです。それ先ほど聞くの忘れたのだけれども、そういうのを今後利用していくという考えというのはあるのだろうか。この絡みでいうとむしろそっちのほうがいいのか悪いのか、ちょっと分からないけれども、その辺の情報というのは入っているのだろうか。その辺確認だけ。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 2時59分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○副町長（長瀬賢一君） ご質問は国家公務員がこちらに来て伴走型の地方創生の人材の派遣の関係だというふうに捉えているのですけれども、そちらのほうは今農林課のほうで国のほうに実はエントリーをしているところでございます。それが採択されるかどうかというのはまだ、恐らく来月中には採択の決定通知が来るとは思いますけれども、エントリーとしては農林課のほうでさせていただいているという状況でございます。

○議長（木村俊広君） よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で政策参与の配置についてを終わります。

説明員交代のため3時10分まで暫時休憩します。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時11分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、森町国民健康保険病院関係の議題に入ります。

施設基準等に係る診療報酬の返還についてを議題とします。

千葉国保病院事務長、説明願います。

○国保病院事務長（千葉正一君） お配りした資料を基にご説明させていただきます。

まず、1ページをお開きください。概要についてであります。平成28年度に一般病床の一部を地域包括ケア病床として18床を開設し、現在の38床に至っております。地域包括ケア病床の支所基準要件を満たすために看護師、社会福祉士、理学療法士等を配置し、運営しております。また、2年に1度改定されます診療報酬において収益の増収を目的に各種加算要件に対応し、加算請求を進めておりました。厚生労働省北海道厚生局における施設基準等に係る適時調査が令和6年12月19日に実施され、3点の加算請求において人員基準を満たしていないことが原因で地域包括ケア病床が取消しとなり、診療報酬の返還金が発生することとなっております。

3点の診療報酬返還金指摘事項についてご説明いたします。まず、2ページをお開き願います。2ページの1、入退院支援加算1についてであります。人員配置基準では、入退院支援及び地域連携業務の十分な経験を有する専従の看護師または社会福祉士が1名以上配置し、かつ下記の①もしくは②の職員を配置することとなっております。なお、専従とはほかの業務ができない、専任とはほかの業務ができるようになっており、以下同様となります。まず、①は専従の看護師が配置されている場合は専任の社会福祉士を配置すること、②は専従の社会福祉士が配置されている場合は専任の看護師を配置することと定められております。加算を取得するための基準では専任となっております。地域包括ケア病床を設置するための施設基準においては、入退院支援及び地域連携業務に専従するものという記載があります。その他の業務を行うことができないこととなっております。

当院の人員配置につきましては、②、専従の社会福祉士1名と専任の看護師1名の2名を配置しておりました。

不適内容につきましては、地域包括ケア病床配置の入退院支援及び地域連携業務しかできない専任看護師1名が病棟看護業務を兼務していたため、基準が満たされていないと指摘を受けております。

返還対象期間につきましては、令和5年2月診療分から令和6年11月診療分までの22か月分が対象となっております。

理由につきましては、基準における認識不足によるものであります。

次に、3ページ、2の地域包括ケア入院医療管理料2についてであります。人員配置基準におきましては、入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専従の看護師または専従の社会福祉士1名以上を配置されていることとなっております。また、当該病床に専従の常勤の理学療法士、専従の常勤の作業療法士または専従の言語聴覚士1名以上を配置されていることとなっております。

当院の人員配置は、専従の社会福祉士1名と専従の理学療法士1名の2名を配置しておりました。

不適内容は、①といたしまして、地域包括ケア病床における専従の社会福祉士を配置しておりましたが、地域包括ケア病床業務以外の患者サポート体制加算の相談窓口業務を兼務

していたため、基準が満たされていないと指摘を受けております。もう一つについてですが、②、地域包括ケア病床における専従の理学療法士を配置しておりましたが、地域包括ケア病床業務以外の認知症ケアチームの業務を兼務していたため、基準が満たされていないと指摘を受けております。

返還対象期間につきましては、①の社会福祉士分につきましては令和3年7月診療分から令和4年12月診療分の18か月分となっております。②の理学療法士分については、令和5年1月診療分から令和6年11月診療分の23か月分が対象となっております。

理由につきましては、これも同じく基準の認識不足によるものであります。

続きまして、4ページの3、地域包括ケア入院医療管理料2の看護補助体制充実加算3についてであります。施設基準におかれましては、1日に看護を行う看護補助者の数は入院料の施設基準の最少必要数3名を配置されていることとなっております。

当院の配置実績値、人数は、表のとおり2.4から2.7人となっております。

不適内容につきましては、基準値3人に対し、必要な看護補助員の不足により基準を満たしていないと指摘を受けております。

返還対象期間は、令和6年6月診療分から6か月分が対象となっております。参考に6月から11月までの基準値及び実績値の表を参照願います。

理由につきましては、計算式等の通知文の見落としによるものであります。

以上3点が今回返還対象となりました各項目の指摘内容となっております。

続きまして、5ページをお開きください。現状及び今後のスケジュールについてであります。現在指摘されました項目、約2,000件の返還金額を確定させ、3月10日までに一覧表を北海道厚生局へ提出することとなっております。北海道厚生局へ提出後、新たにまた北海道厚生局、北海道、各保険者、おのこの各機関で返還金の確認が行われ、この確認については約6か月前後を要するとお聞きしております。確定後、保険者等へ返還することとなります。なお、入院患者様の自己負担額の差額が生じることも考慮されます。この差額の積算につきましては、システムを活用し、算出可能かベンダーと今調整中であります。

続いて、下段の今後の再請求するためのアクションであります。1の入退院支援加算1と2の地域包括ケア入院医療管理料2につきましては、指摘事項を全て改善し、改善した状況を2月、3月、4月と3か月間保持することにより、最短で5月から再度地域包括ケア病床に戻す予定となっております。それに伴い、1の入退院支援加算1と2の地域包括ケア入院医療管理料2も同時に取得が可能となる予定であります。3の地域包括ケア入院医療管理料2の看護補助体制充実加算3につきましては、看護補助員1名を採用することによって不適内容を改善することができますので、各種募集をかけ、採用に向けて対応している現状であります。

以上、説明とさせていただきます。以前にも報告しましたとおり、多額の返還金が生じることにより町に大変な損害を与えてしまい、大変申し訳ないと痛感しております。誠にすみませんでした。何とぞご理解お願い申し上げ、説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○3番（高橋邦雄君） まず、包括を設置する際に人的基準、専従、専任、この人員配置は設置書類を書く上で認識されていると思うのですよね、はっきり言って。2年に1回は診療報酬改定するのですけれども、その前に包括を設置する前に人的、看護師を含め、社会福祉士も含め、この理由として基準の認識不足、これというのは申請書類をきちっと提出できなかったということにもなるのですよ、僕の考えからすれば。これ設置、運営するに当たって基準に沿った環境を整えなくてはいけないので、そこの部分的なものはどうなのですか。ただ認識不足によるというような理由になると内容が分からないのですよ。なぜこういうことが起きたのか、実際の話は。何か年にわたってなぜ皆さん分からなかったのか。レセプトも上げますよね、その辺りで例えば改定があったらすぐに分かるはずなのですよ、人員配置というのは。今過剰請求してしまったということなのですから、原因は事務的なものだと思うのですよ、はっきり言って。そこに気づかなかった。確認しなかったというのが一番の要因だと思うのですよ。そこの部分の調査もそうですけれども、認識というのはまずどうなのか。

また、これ厚生局、道のほうも含めて約半年ぐらい判定にはかかると思うのですけれども、包括をまた運営するに、設置するに当たって、前にもちょっとお話あったけれども、ペナルティーという話も出たのですけれども、そこの部分もきちっと改善策が整った時点でまた運営できるのかというのは確認を取っているのか。

この2つ教えてください。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

まず、人員の配置につきましては、看護師及び社会福祉士と1名ずつ配置しておりましたので、そこは最初からクリアできたと思います。ただ、その人員配置以降の業務ですか、専任、専従含めました業務の遂行に当たり、一部その業務しかできなかったのをほかの業務も携わっていたため、今回このような形の指摘を受けていたというのが結果だと思われます。

○3番（高橋邦雄君） 設置するときには配置していましたと今説明されていますけれども、設置後は兼務させたということなのですよ。では、実情兼務する状況が分かっているにもかかわらず、何で専従、専任の理解がなかったのか。位置づけしなくてはいけないではないですか、包括にはきちっと。それを長年兼務したことにより請求額が過剰請求してしまったということなので、そこは理解していたのですか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

その取得する時点では担当者も上司も認識はしていたと思います。ただし、どうしてもぎりぎりの人数で人員が不足している場合もございました、その間には。そういった中で本来手伝ってはいけない業務を手伝ってしまって、それに対する記録に記載をしてしまったというのが今回のミスにつながったことであると思います。ですから、通常であればそ

この部分をうっかりそこの記録にサインをしてしまったりですとか、ついているという、あくまでもヘルプで手伝うということはあったとしてもそこは残してはいけないということになっているのですけれども、どうしてもそこら辺のところの認識が本人には、忙しい中で動いている中で間違えてしまったということがまず大きいことでございます。

あと、もう一つ、事務と医療とのチェックということでございますけれども、医療側は医療行為を行う仕事でございます。事務の医事課というのは医療行為、現場でやっている伝票関係を全部落ちがないような形で保険に請求するということになってございますので、あくまでもそこの現場での動きというものに関しましては正直申し上げて事務で把握するのはかなり難しい状況であるという中で起こってしまったことでございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時29分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） すみません、訂正をさせていただきます。

本来は手伝ってはいけない業務でございました。サインをしてはいけないところにサインをしたということではございません。そこは訂正させていただきます。すみません。

○3番（高橋邦雄君） 今医事課のほうには責任がない、確認は取れないというようなお話なのですけれども、実情看護師さん、社会福祉士も含めてそこが業務の遂行を行ったものが改めて医事課に下りて、確認して請求するではないですか。そこで医事課が知らないというのは僕の中からちょっとおかしいのではないかと。総合的にどういようなケアを全部一日したのかというのは総体的に月に下りるわけではないですか、そこから請求しなくてはいけないので、医事課が把握していなかったということにはならないと思うのですよ。お互いの確認不足、認識不足、これに尽きるのですけれども、今回これだけ長期間にわたって皆さんが気づかなかったというのがちょっと疑問になります。

あくまでもこのような、金額も件数もそうですけれども、総体的に決着がついてからでいいのですけれども、まだ報告も何もない状態で、では誰が責任的な部分を持たなくてはいいかという話も今後出てくると思うのです。そういうことも考えて、医事課が分かりませんというのは僕の中ではちょっと考えづらいだろうと。要は設置するに当たって申請しているわけですから、医事課のほうで書類的には。そこの設置要綱にとって今現状の職員が不足しているなら、包括が何名設置しなくてはいけないので、そこをきちっと聞き取って、今こういう状態で運営するのが可能ですかというようなチェックがなぜできなかったのですか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、1点議員のほうにご理解いただきたい点でございますけれども、まず設置する時点での人員要綱というのは満たしていたのです。そこは満たしていたのです。ですから、その中で専従という縛りがあって、今回起きたことというのは、地域包括ケア病床の業務のみ行う人員がいろんな忙しい中でちょっと、本来はあってはいけないのですけれども、ほかの業務を手伝ったことが、そこがまず実際行われて、我々はその部分をつかまえられなかったというところでございますけれども、ですからそもそもが要するに人員基準を満たしていなかったということではないということでございます。スタート時点では人員基準を満たしていましたけれども、運営上の中で本来は病棟以外のその業務を手伝ってはいけない人員がそこを手伝ってしまった。

あと、もう一つは、新たな加算を取るのに当たって、そのリハビリの人員がまた新たな専従といっているにもかかわらず、ほかの認知症のサポートする加算を取るための人員の中に配置をされてしまったということで起きたことでございます。そこら辺の認識不足というのは、現場も医事課もそうですけれども、我々もそうですけれども、今後は再発しないためには全体で周知を図っていく。最初の時点で必ず周知を図る。あと、例えば今コロナということがあって、どうしても厚生局の監査が入りにくい状態の中に入らざるまでに5年ぐらい要してしまったということで今回金額が大きくなったということでございますけれども、本来あってはいけないことでございますけれども、我々とするとも再発防止するためには、加算を取る際もそうですし、今後運営していく中で年に1回内部監査を実施して、そういうミスのないような形で、いつでも監査を受けれるような状態を毎年行っていくような再発防止策を実施しながら、決めた人間だけではなく、関係する部署のスタッフにも周知を図るような形でそこを常時打合せを繰り返しながら、こういうミスをなくしていく対策を打っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時34分

○議長（木村俊広君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑のある方。

○7番（斉藤優香君） 今説明していただいたのですけれども、結局は人の配置は合っていたけれども、仕事の仕方が間違っていたということは要件を満たしていないということなのですよ、結局は最初から。どこが合っていて、どこが間違っていたではなくて、包括ケアの病床の認定を受ける要件に満たっていなかったということなのですよ。誰が悪いとかではなくて、最初の根本が間違っていた。最初は平成28年からやっていることなので、その前は合っていたと思うのですよ。いつの間にかね合いでそういうほかの人がやると

ということが常態化してきてしまったというところに駄目なところがあるのですけれども、そういうチェック機能をする人が今まではいなかったということなのかというところをお願いします。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

ご指摘のとおり、チェックできる方がいないという形で今回指摘を受けたと思います。以上です。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

実際はいなかったというよりも、いるのですけれども、その機能が果たせなかったということでございます。その人数は先ほども言ったように全体で周知を図っていかなければなかなかそこチェックができないのですけれども、一部の加算を設置する際に、そこを決める人間たちがその業務に対するチェック機構が働かなかったというのが原因でございまして、ですから、いなかったということではなくて、そこが実質今のやり方では足りなかったという解釈のほうが正しいかと思います。

以上です。

○7番（斉藤優香君） たまたま包括ケア病床でこうやって監査が入ったから分かっただけで、チェックする人が機能しない、チェックする人がいるかどうか分からない。まずはチェック機能がないということに病院として問題ではないか、人の命を預かることにおいて。今はただの人員の配置ですけれども、いろんな問題が起きていた病院である上で、そのチェックというのは二重も三重もしていかなければならないのですけれども、そこをしてこなかったというところをちょっと教えてください。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

決して行っていなかったということではなくて、条件面でかなり、コロナが入って非常にそういうところでチェックが薄くなる状態が続いてしまったということは、これはあってはいけないことではございますけれども、そういう条件面で厳しい状況が続いたのも事実でございます。ただ、今議員おっしゃっているように、医療というのはやはり二重、三重、当然医療行為のほかにこういう請求面もそうですけれども、なかなか分かりにくい。医療人と請求する側が別々にやる業務でございまして、その部分がきちっと機能しなければ今回のようなことが起きる可能性が高いものですから、そこら辺のところは今後再発防止のために人員を補充したり人員を抑制したりして、チェック機構を果たせるような体制をつくっていききたいというふうに考えてございます。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 今最後にそのようにこれからはというのを聞いたから、あれなのですけれども、その前までの答弁でいくと、監査が入らなかったからとか、コロナだったからとか、人員はいたのだけれども、ちょっとお手伝いしてしまったみたいな、根本をきちっと見ていないというところに私はこの全ての原因があるのではないかなという気がするのです。そこで、再発防止、もちろんないとは思いますが、これを今までのふうにな

っていくのではない、何かこうすればいいとかという考えはもう既に持っていないと駄目だと思うのですよ、これからまた包括ケアを認証をもらってやり始めるというのであれば、何か方策考えていらっしゃるでしょうか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

先ほどの前段の部分につきましては、起きてしまったことですので、大変言い訳がましいような発言になりまして、大変申し訳ございません。

対策を考えていなかったわけでは、先ほどもお話ししてございましたけれども、対策につきましては年に1度、これは監査、2年から3年に1度厚生局の監査が行われるのですが、そのスパンだとやはり同じ、すごくミスが起きた場合に大きな損害になる可能性もございますので、年に1回は全体の内部監査を実施して、加算のチェックですとか、そういうミスのようなものがないような形で、監査に合格するレベルを維持することをやっていきたいというふうに考えてございます。それに伴って、今までは周知方法が足りなかった部分、そこにつきましては人員を補充したり育成したりして、全体でそのチェック機構を果たせるような動きを取ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○4番（河野 淳君） すみません、今回の経過の部分なのですが、この説明だと施設基準に当初から見合っていなかったような記載なのですが、施設基準って多分2年に1回、診療報酬の改定で基準の改定あると思うのです。例えば同じような包括ケアの部分でも内容が一部変更になったりとかという部分の確認不足がどこかの時点で起きて、それが従来一番最初にやった制度のまま走ってしまったために途中から制度と乖離してしまったという認識なのなのですが、それってそういうことではないのですかね。それであれば対応の仕方もやっぱり変わってくると思うのです。それというのは、やっぱり基本的に認識不足の部分が基になっているので、例えば全体の医事係だけではなくて、いろんな部局の中での統一した意思統一というか、がないと現場は現場、医事係は医事係ってやってしまうとこういう部分が多分起きると思うのですが、起きた原因をちゃんと見直していないとまた同じような問題が起きると思うのですが、その辺見解どう考えているのですか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） まさしく今議員のおっしゃるとおりでございます。医事は医事、現場は現場という形でおのおのがチェックするというのであれば、やはり同じことが起きる可能性がございます。今私がやっているのは、全体を集めた上で必要な人員、必要な要件、それで注意しなければならない事項、そういったことを徹底して今回直した上で、また地域包括ケア病床に最短で戻れるような形で変更させて、それも全体に周知をさせて、それで今回のミスがなぜ起きたかというのを担当者に十分認識させた上でまた再度復活できるような形で、今2月、3月、4月ということで実績を取って、3か月実績を取った上で5月からまた再度その地域包括病床に戻れるような形にして今実際運営しているところでございます。

以上でございます。

○4番（河野 淳君） 何となくなのですけれども、組織ごと、病院の組織自体が結構大きな、役場の組織の中では大きな部局だと思うのですけれども、係が固定化しているので、係同士の共通認識の持ち方自体になかなか壁があって、分かっているけれども、あまり話ししていないとか、改正あったからこういう具合にしなければ駄目だよという通達事項がちゃんと回っていないような認識を受けるのですけれども、その辺をクリアできるような解決策を提示していただければと思います。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） まず1点、全体としての今の組織が大きくてコミュニケーションが不足しているということでございますけれども、今までは会議体として全体の周知を図るには経営管理会議、あと連絡会議という会議が、これが全体で、経営管理会議というのは管理職の方たちが集まる。その連絡会議というのは各部署の係長、主任クラスまで参加する会議というところで、まず周知を図ったりだとかということで具体的な内容までも細かく話しするにはしてございます。そのほかに、朝看護部長のほうに僕のところに来てミーティングをする。あと、コメディカルの課長連中も毎月僕のところに来てミーティングをして、新たなことが、議会で決まったことだとかご指摘されたことも含めてでございますけれども、そういったことも周知できるような形で、閲覧、周知、情報の共有化、そういったことを今までやってはいませんでしたけれども、今回4月から一応そういうこともスタートさせてございます。

あと、先ほど言った医事の知識の部分でございますけれども、町でその勉強する機会というのは、実際自分が出向いていかなければ勉強する機会というのはなかなかないので、今年の4月から函館市の病院で民間の病院が主になって主催している医事連絡協議会というのがございまして、2か月に1回実施してございますけれども、その中身としては診療報酬の改定がどういうふうな傾向なのか、あと加算について取得するにはどういうテクニックが必要かということで、それぞれの悩みを聞きながらそれぞれの手法を皆さんで学びながら、共通認識として今勉強している会議に今年の4月から僕が行って、それでそこに出席させるようにしたところでございます。それで、我々の中で必要なのは困ったときにいろんな病院に聞ける人脈です。そういったところがすごく重要なのですけれども、今まで正直言って乏しかった部分がございます。そういったことも民間の病院も含めてそういうテクニックというものを学べる場を提供する。どうしても今まで公的病院だったら公的病院にしか聞けなかったのですね、うちのスタッフ自体が。それを民間も含めてそういった連携を取れるような体制をやり始めたところで残念ながらこういうことが起きてしまったということでございます。あつてはいけないことということは重々分かってございます。そういった中で我々再発防止も含めて基幹病院として少しでもレベルアップしていくように職員一同頑張っていきたいと思っておりますので、皆様のご理解を頂戴したいと思います。

○8番（千葉圭一君） 私から、再発防止に向けて今一生懸命お話をさせていただいたので

すけれども、本来は再発防止にこれだけやるのだ、もうやっているのだ、やるのだというのが資料としてなければならないのではないのですかね。これ経過は分かりました。原因も分かりました。でも、その後に来ているのが今後再請求するためのアクション、こんな必要ないでしょう、今。逆に再発防止に今どういうふうに取り組んでいるのか、取り組むのか、そっちのほうがとても大切だし、それと仕事の、私医療関係の仕事はよく分かりませんが、民間にいたときには起きたらもうその日に徹夜かけてでも対策を打って、相手の方に、顧客にちゃんと了解を取る、承認してもらうというぐらいの対策を打つという姿勢が必要だったのですよね、民間のときは。医療は、病院関係は私は分かりませんが、どちらにしても病院だって各部署があって、それぞれのトップがいると思うのですよ。そこの横の連携はどうなっているのか、そしてその最終的なトップは誰が責任持つのか。

年に1回内部監査、こんなので直るか。最低でも例えば5年間は月に1回やりますよとか、そういった姿勢を見せないと納得できないでしょう。もう一度言いますよ。年に1回内部監査をしますよというお話ししていましたが、年に1回ではなくて、例えば5年でも3年でも2年でもいいのですけれども、徹底して病院自体がそれが当たり前になる、仕事品質が当たり前になるようにこれだけを徹底して進めていくというものが本来は例えば月1なのか、2か月に1回なのか分かりませんが、それだけやっていかないとこれってなかなか難しい。問題の解決にならないのではないかなという気がするのです。年に1回内部監査やったからって、ぎりぎりの年に1回やったときに気づいたって、ではその前の11か月分は、例えば問題が発生した場合またそれどうするのというふうになるでしょう。だから、定着するまで徹底してやるというのが大事なことになるのではないかなというのが私の考えなのですけれども、いかがでしょうか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、再発防止ということで今すぐに取り組むべきではないかということと言われたことに関しまして、今法制局のほうに3月10日まで、まず全精力をかけてそのチェックをして、そこを提出しなければ駄目だというのがまず1点でございます。今我々のほうの中で医事課の職員も含めてそこに注力をして、今チェックをかけながら報告をするという方向にしているのが事実でございます。

再発防止ということで、今議員のおっしゃっている部分のなかなか難しい部分なのでございますけれども、医事に精通している人間でなければなかなか、ほかの事務の方が行けばと分かるという内容ではないのですね、医事の請求というのは。ですから、その補充をどうしていくとか、行く末をどうしていくのかということに関しましては時間がどうしてもかかってしまう部分がございます、その部分については。ただ、1年に1回内部監査をしているという以外に、ご報告ちょっと舌足らずで説明が不足していたかも分かりませんが、保険請求に対してのレセプトをチェックしていったりする会議というのは毎月行っております。それで、皆さんちょっと誤解があるようでございますけれ

ども、毎月やっても、医事の専門家が一生懸命やってもどうしてもこの薬は過剰ではないとか、この検査では過剰ではないとか、そういったかなり担当課からのチェックが入りながら、毎月どうしてもそこで査定、返戻という形で医療というのは行われる世界でございます。そういう中でチェックしていきながら、毎月々そういうミスのないような形で、先生も含めて医事の内容についてはこういう薬が出た場合にはこういう疾病をつけなければいけない。この検査が何回以上あったら、やはりこういう疾病でないとこれは落とされてしまうというような、そういう傾向がございますので、それは毎月やっています。それで、今後もそれは毎月やっていきます。

ただし、そういう医事をしていきながら、最終的にチェックを図っていくのは年に1回、そこをまとめてチェックを図っていくというふうにしていきたいということでございます。通常であれば2年から3年かかって監査を受けるのです。出勤簿から全部チェックをしていくということかなりのボリュームになって、全部の業務止めながらやっていく話になりますので、その部分については我々が今できる範囲というのは年に1回、大きく内部監査というのは。監査というのは単純に簡単にできるチェックではなくて、法制局から来て監査をやるのと同じようなレベルを年に1回やりましょうと。自発的にですね、これは。そういったことをやりながら、少しでもその精度を高めていく努力をしていきたいと思います。ということをやっていくということで動いてございます。ですから、再発防止策、簡単にすぐに打てる内容であれば僕もすぐ回答することができるのですが、そこはいろいろな組織的な部分を含めて、人材も含めてレベルアップもそうですし、いろんな解釈の習熟度という部分もそうですし、そういったことは時間をかけながら教育していったっていかねばいけない。ただ、その部分の足りない部分については、全体でリカバリーするような形で全体でチェックするようにしていくように今変化させているということだけはご理解いただければと思います。

以上です。

○8番（千葉圭一君） いっぱい説明していただいたのですけれども、冒頭に申し上げたとおり、再発防止、それとさっきおっしゃっていたチェックが、ここにいる人方は私は分からないですけれども、私は少なくとも分かりません。今現状どんなふうにチェック機能があって、誰がそれを担当しているのか。だから、その全体像があって、ここで失敗したのですと、ここで漏れがあったから、今後こういうふうに対策を打って改善して進めてまいりますというのなら分かります。全体の仕事の進め方、病院の組織の今言ったチェック機能、誰かおっしゃっていましたが、チェック機能がどういうふうに行っているのかも全く分からない。一生懸命説明してくれるのは分かるのですけれども、全体像が全く見えない中でのお話ばかりで、ここに資料があれば分かりやすいのですけれども、そういった今おっしゃった全体像の中でここに問題があったのだ、だからこの機能をこういうふうに対策を打ってこういうふうにしていく、そうすれば全体は回るよというのなら分かりますよ、その全体の絵があればの話ですけれども。でも、今口頭だけで一生懸命お話し

してくださるのは分かるのですけれども、理解できません、正直なところ私は。ほかの議員さんは理解できたかもしれませんが、私は理解できません。だから、その全体、欲しいのは病院の全体像のチェック機能がどうなっているのか。今回はそのどこの部分で事故が発生したのか。それは、誰が責任、本来はやらなくてはいけなかったのかというようにその全体像が見えないから、それを用意できるのだったら用意していただきたいという話なのです。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 3時58分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） なかなか簡潔にということが、複雑なのです。ですから、前にも僕議員にお願いしたと思うのですけれども、ぜひ病院のほうに来ていただいて現場も見ていただいて、それでご理解をいただく部分を僕のほうで一生懸命説明させていただきますので、その部分を一つの資料にまとめるというのがなかなか難しいものですから、お時間が空いたときでよろしいので、ちょっと病院のほうに来ていただいて、私のほうで分からないところを何度も説明するというわけにはいきませんか。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 3時59分

○議長（木村俊広君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございますか。

○2番（河野文彦君） いろいろお話聞いていて、自分の中で余計こんがらがって、ちょっと整理したいので、2歩、3歩戻った質問になってしまうかもしれないのですが、そもそも地域包括を取る前の森町国保病院のスタッフなり人員なりがいるわけですね。従来の業務のために必要なスタッフ、人員の人数というのもある程度決まっているわけですね。それに新たに地域包括ケア病棟という新しいシステムを導入するに当たって、こちらで専従で置かなければならないスタッフ、有資格者、それを従来の必要な部分と兼務させてしまったから駄目だと俺は思っていたの。だけれども、先ほどのお話聞いていれば、手伝ってはいけないのに手伝ったって、手伝ったというのは要は単純に時間が空いているから、そっちもお手伝いしましたよではなくて、兼務してしまったという意味なのかな、お手伝いしてしまったというのは。それ全然意味合い違うと思う、お手伝いしましたと兼

務できないのにしてしまったのとは。だから、余計話がこんがらがってきたの。

ここでシンプルに答えてほしいの。この地域包括ケア病棟を導入したときに、その時点での森国保病院にいるスタッフではそもそも無理だったの、それとも例えば3人、3人必要なものを2と4って書いてしまったとか、その程度の失敗だったの、それとも3人、3人で6人必要なものなのに5人しかいなかったら、どっちかは取れないわけだよね、そういうことだったのか。そこが何か話聞いていると、いなかったわけではないとか、実際何が原因なのというのがこんがらがってきてしまった。だから、そもそも取れなかったものなのか、そういう配置のミスで駄目になってしまったのか、そこどっちかシンプルに教えてくださいませんか。

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、入退院支援加算1につきましては、そもそもこれは取れる部分でございました。ここは取れる人員配置でございました。ここは問題がなかったです。ただし、その中の本来やってはいけない業務に就いて、要するに地域包括ケア病床以外の業務を手伝いをしてしまったということ。兼務というのは、当然手伝いの度合いにもよると思うのですけれども、びっちりその業務に就いたということではなくて、要はその部分のヘルプに入っていて、間違っ、本当はあってはいけないのですけれども、記録を残してしまったりだとか……

（「そうではない」の声あり）

○国保病院経営企画統括監（柏渕 茂君） そういうことではなくてですか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時23分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの病院の件につきましては、なかなか議論が進まないということで、理解度をもう少し深めるために病院側のほうからもう少し資料をまとめて改めて説明してもらうということで、3月3日、議会終了後改めて説明してもらう、そういう形としたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） そういうことで決定します。

それでは、説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 4時25分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、農林課関係の議題に入ります。

広域トマト共選施設整備計画についてを議題とします。

寺澤農林課長、説明願います。

○農林課長（寺澤英樹君） それでは、広域トマト共選施設整備計画についてご説明いたします。

まず、経緯等につきましては、J A新はこだては生産者組織の意向を踏まえ、北斗市及び森町に設置されているトマト共選施設を北斗市に集約し、新たな施設を北斗市に建設することで調整してきましたが、このたび事業化が決定し、トマト共選機能を再編する内容が示されたことから、報告をするものでございます。新たな施設は、北斗市、七飯町、知内町、木古内町、森町が生産者が利用する予定であります。本事業は、令和6年度補正事業により着手し、令和9年6月の広域トマト共選施設の供用開始を目指すものでございます。

次に、事業目的であります。施設の老朽化及び選果施設の労働力不足の解消、選果基準の平準化及び統一ブランド化による生産者所得の向上を目指すものであります。

最後に、事業概要であります。 （１）、施設整備につきましては、事業実施主体、北斗市、事業費16億1,877万9,000円、導入事業は新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）地方創生型、補助率は2分の1以内で上限が10億円となっております。

次に、（２）、共選機導入、事業実施主体はJ A新はこだて、事業費は19億5,316万円、導入事業、予定ですが、新基本法実装・農業構造転換支援事業（再編新事業）で、補助率は2分の1以内、上限事業費はトマト、トン33万円、年間処理数量4,800トン処理、4キロ箱で120万ケースを想定しております。

（３）、施設新設に伴い既存共選料から増額が予想される共選料、1ケース、4キロ箱で89.1円。

（４）、現在の共選料、森地区、促成トマト1ケース、4キロ箱、現在80円、これは今後100円になるということですが、それから夏秋トマト、4キロ箱、100円。

（５）、各自治体に対する要請、1ケース、4キロ箱、33.7円の支援要請が見込まれます。

以上、説明いたします。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

質疑、答弁は簡潔に願います。

○6番（野口周治君） ここに書かれていることを理解するために尋ねます。

事業概要の（３）の89.1円が増額ということは、これだけ上がるという意味ですか。そうすると、（４）にある現在の金額からこれだけそれぞれ上がるというふうにも読めるのですが、そういう意味ですか。さらに、その外側で（５）、各自治体についてこれだけの共選料の補助をしてくれると、そういう意味ですか。その関係が分からないので、お願い

します。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

野口議員おっしゃるとおり、現在の共選料から支援をしなければ89.1円上がるという試算になっております。

それから、（５）につきましては、１ケース当たり33.7円分の支援をお願いしますということでこちらのほうに話が来ております。これにつきましては、ＪＡ、それから関係組織、あとは生産者のほうから町、それから議会のほうに要望書のほうが今後提出される予定となっております。

以上です。

○６番（野口周治君） 今の中で明確にならなかった点、89.1円の内側にある33.7円なのか、89.1円を上げるのだけれども、その外側で自治体に33.7円を要請しているのかということが分かりませんでした、今の説明で。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

89.1円のうち33.7円を支援してくださいというような内容です。

以上です。

○６番（野口周治君） そうすると、この金額というのはトマト農家の経営そのものに関わる規模の金額に思えるのですが、今現在のモデルケースでも構いませんが、トマト農家さんの損益構造、ケース当たりの収益はどんなふうになっていて、そこにこの金額がのつたらどうなるのだという試算はあるのでしょうか。

（何事か言う者あり）

○６番（野口周治君） すみません、言葉足りません。その内訳によってはこの産業の存亡に関わる問題だと思うので、こんなことがありますという話ではないのではないのでしょうかからです。お願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 ４時 31 分

再開 午後 ４時 40 分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中の中でもろもろ説明していただきましたけれども、これだけは聞いておきたいということがあれば許したいと思います。

○４番（河野 淳君） 内容何となく理解したのですけれども、16億の事業のうちの10億のほかの補助事業費について20年間で割賦で払うという話なののですけれども、債務負担行為の設定ってしなくていいのでしょうか。実際事業やったら債務の確定って多分出てくると思うのですけれども、毎年請求来て払うというものではないと思うのです。本来やった事業に対して20年間で払うという約束の下に多分進めていかなければならないものだと思います。

うので、その辺1キロ当たり幾らだからいいのだという話には多分ならないと思うのです。実際の予定数量で割り返している部分ですので、その辺もうちょっと制度の見直しというか、農協のやり方がちょっと特殊なやり方されていると思うので、その辺ほかの自治体も多分同じ状況になっていると思うのですけれども、その辺何か調査したほうがいいかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えします。

河野議員おっしゃるとおり、これはやっぱり債務負担設定しなければならないと思います。あとは、最終事業費をベースに、では自治体として全て支援できるのか、何年支援できるのか。この間トマトもカメラの支援もしていただいたりとか、まさに今馬鈴薯の共選機、この支援も理解いただいてさせてもらっています。ですから、そういったものも加味しながら債務負担を設定するというで話は進めていかなければならないと思いますし、途中で支援の総額が上がるということはあってはいけないと思いますので、その辺の調整はそれぞれの関係する北斗市、七飯町、知内町、木古内町のほうとも十分に話をしながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 資料的に全然分からない。今の話だと森町の分担分、全体の生産量の話だと思うのだけれども、22%なんて言っているけれども、ほかの町との比較、そういうのも出てくるといことなのでしょう、いろんなデータ比較する資料的には。今のところだと判断のしようがない。森だけがこんなに何で負担するのかという問題にもなりかねない。さらに、トマト自体が、20年と言っているけれども、20年生産していくのですか、本当に。いろんな話、一つ別な話をすると、トマト自体の桃太郎の生産はいいのだけれども、森町のは評判がいいと言うけれども、それが違う話も出てきているわけですよ。耳にしているの。だから、そういう状況の中で本当にトマト20年間生産していくのっていうのが疑問なところなのだけれども、そういうのも含めた形でほかの町の全体の状態が見えてこないという、まだまだ出てくるといことでの理解でいいのでしょうか、資料が。これだけで判断できるような材料ではないですよ、これでは。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えします。

松田議員おっしゃるとおり、これからどんどん、とんどん詳細な情報といいますか、これは提供していきながら理解のほうをしていただきたいなというふうに考えています。まづもって共選施設を抱えている各地域からの要望を踏まえてこういう形になっているところなのですけれども、まさに森町の生産者からはこのようなコメントが上げられています。平成27年度にカメラの更新を行った経過はあるが、選果機械の経年劣化による修理費の増大や今後地区として面積減少に懸念があることから、トマトの選果機械を更新するのは森地区単体では厳しいという意見がまずあります。もう一つは、共選機の更新にあたり、単純に更新することは事業採択されない状況であることから、森地区を含めた広域施設にするのは難しいということで、森町単体ではいけないよということなのです、ま

ず。

あとは、北斗のほうは前回の共選施設新設から10年が経過し、機械の老朽化などによる修理費の増加、パート労働力の低下が見込まれる中、選果機の導入はしていかなければならないですということで、これ一番最初話出たのが平成30年12月ということで寄せられています。この間いろいろ協議を重ねた結果ということではあるのですが、ただ北斗市話を聞いていると相当機械が使えないぐらいの状況になっていて、まさに修理費がかさんできているということで、そういう話もちょっと伺っていましたので、ただ森町単体で今の施設を使ってやっていくのは厳しいという判断、それがまさに生産者の判断だというふうに捉えています。その上で、JAさんが今の広域共選という方向に向かっているということです。

○13番（松田兼宗君） もう一点、過去に森単独でやっていたときの補助金というか、出していますよね、その辺はどういう状況だったのか、すぐではなくていいので、後でそういう資料を出していただければ。過去と比べて本当にこれから補助出そうとする部分の率からいろんなこと、参考にしたいと思う部分があるのでないか。その辺の資料を、後でいいです、出していただければと思います。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

前回トマトのカメラの更新時の資料あると思いますので、その際の事業費、それに対して幾ら支援したかというところは後から整理する中で提供したいと思います。あとは、それぞれの先ほどの出荷割の関係なのですが、この辺りも実際にそれぞれの地区の生産量等々も把握していますので、あとは全体の生産者の数とか、こういうことも把握していますので、これらもまとめて整理した上で資料のほうを提供したいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 資料提供していただけるということで、以上で広域トマト共選施設整備計画についてを終わります。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午後 4時47分

再開 午後 4時48分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、上下水道課関係の議題に入ります。

公の施設の広域利用に関する協議についてを議題とします。

水元上下水道課長、説明願います。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、事前にお配りの資料について説明します。

まず、1ページ目をお開きください。公の施設の広域利用に関する協議について、1、森町特定環境保全公共下水道事業における汚水処理再構築基本方針について、七飯町が大

沼下水浄化センターを廃止し、大沼処理区を既存の函館湾流域下水道へ接続する広域化事業の計画に対して、森町の赤井川処理区の汚水処理についても広域化事業に参加する方針であることを令和5年11月24日開催の全員協議会で説明しました。これまで七飯町と協議を重ねてきた中で、次のとおり森町議会へ説明、報告いたします。

2、事業概要について、資料2ページを御覧願います。事業概要ですが、事業主体は七飯町で、8年度、赤線の部分のように大沼処理区を既存の七飯処理区に管渠で接続する事業です。接続幹線11キロメートル、青色の部分、ちょっと見えづらいですが、七飯13号幹線1.2キロメートルでございます。予定期間は令和8年度から令和15年度までの事業費約51億円の事業でございます。

資料3ページを御覧願います。工事は令和9年度から令和13年度で、供用開始予定は令和14年度です。工事の財源は、2分の1が国費で、残りを七飯町と森町で負担する工事で、汚水量割合に基づき、森町の負担割合は約29.1%、金額にしますと約7億4,200万円になると想定しています。

3、これからの議会対応スケジュールでございます。資料4ページを御覧ください。右の森町の欄でございます。令和8年度着手に向け、逆算しますと令和7年9月会議で函館湾流域下水道事務組合に加入する議案を上程させていただき、議決が必要となります。北斗市、函館市、七飯町も議会の議決が必要となります。今回はその前段として、令和7年3月の部分、上段、赤囲みのところでございますが、公の施設の利用に関する協議について令和7年3月会議で議案を上程させていただき、議決が必要となります。ここでいう協議とは、地方自治法第244条の3第2項、第3項の規定により、森町の住民が新たに七飯町の施設を利用することになるため、協議するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、以上で公の施設の広域利用に関する協議についてを終わります。

以上で町側の議題を終わります。

説明員の方は退席して結構でございます。お疲れさまでした。

次に、議会側の議題に入ります。

1、当面する日程についてを議題とします。

局長、説明願います。

○議会事務局長（小田桐克幸君） それでは、当面する日程について、事前にお配りしている資料を基にお話しさせていただきます。

当面する日程といいますか、3月会議の日程案についてお示しをさせていただきました。基本として3月会議につきましては森町会議条例第4条の規定により、3月1日から15日までとなっておりますが、今回曜日の関係、また各中学校の卒業式の関係によりまして3

月3日月曜から13日木曜までの11日間となります。なお、あくまでも予定でございまして、2月26日開催の議会運営委員会で正式決定となるものであります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 質疑ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で当面する日程についてを終わります。

次に、2、令和7年度議会費予算（案）についてを議題とします。

局長、説明願います。

○議会事務局長（小田桐克幸君） それでは、令和7年度議会費の予算案についてご説明いたします。

議会側資料の2を御覧いただきたいと思います。これにつきましては、既にお配りしております令和7年度森町各会計予算の64、65ページに記載されている議会費に係る資料でございます。1枚めくっていただいて、ちょっとなじみのない表になっておりますけれども、中ほどに査定額というのがございます。この査定額というのが令和7年度議会費の予算額となるものでございます。また、右側の算定の基礎というところがありますが、各費目の積み上げ内容について記載をしているところでございます。

それでは、まず節1報酬及び節3職員手当ですが、議員13人分になります。これに係る費用でありまして、それぞれ3,246万円、1,431万円を計上しております。次に、節4共済費であります。議員共済掛率によってここは毎年変動するところですが、本年度は令和6年度の29.3%で計算をしておりまして、議員公務災害、議員共済事務費を含め、合計で944万2,000円を計上しております。次に、節8旅費です。普通旅費は経常的な業務に関する旅費で、108万4,000円を計上しており、特別旅費につきましては研修視察等に関するものとなりますが、札幌での議員研修、渡島管内町村議会議長会行政視察などのほか、道内、道外に係る先進地行政視察、これに関する旅費を計上しております。合計406万5,000円となっております。次に、節9交際費です。これは、前年と同額の57万円を計上しています。次に、需用費でございます。これまでの実績を踏まえて算出しております。合計で352万2,000円となっております。次に、節11役務費、通信運搬費になります。同じくこれまでの実績を踏まえて算定しております。20万9,000円を計上しております。次に、節12委託料になります。ここに記載のとおり3つの業務を予定しておりまして、187万9,000円を計上しています。次に、節13使用料及び賃借料になります。経常的な経費が主なものでございます。51万1,000円を計上しています。最後に、負担金補助及び交付金になります。議長会負担金をはじめとする各種負担金となっております。合計で74万5,000円を計上しております。

以上、議会費総額で6,879万7,000円、前年当初予算と比較しまして517万1,000円の減額となっております。

簡単ですが、以上で説明終わります。

○議長（木村俊広君） 質疑ございませんね。

○13番（松田兼宗君） 特別旅費のところなのですが、事業によっても変わってくると思うのですが、旅費を減らすとか増やすとか、そういう話ではなくて、今後視察に関してはいろんな会議をオンライン上でできる形になってきているはずなのです。とすれば、オンライン視察って、自治体というか、各地の議会見ていると結構受け入れているのですよ、オンラインでの視察を。例えば去年でしたっけ、別海に行っているけれども、別海も多分やっているはずですよ。だから、そういう形でするともって視察の場所を増やすとか、お金がかからないだけできる可能性があるんで、タブレットも配りましたから、それを利用した形で今後そういうことも含めた形で考えるべきだと思いますけれども。

○議長（木村俊広君） その辺に関しては、今後いろいろ検討を重ねて、できるものはやっていくという方向で進めてまいりたいと思います。

ほかありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で令和7年度議会費予算（案）についてを終わります。

次に、3、森町議会議員の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

局長、説明願います。

○議会事務局長（小田桐克幸君） それでは、議会側資料の3をお願いいたします。4つくらい条例、規則の改正の部分で説明していきますけれども、皆様一読いただいているのを前提に説明をさせていただきたいと思います。

まず、提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これはいわゆる番号利用法と言われているものです。それから、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、法改正に伴う適用条項の修正及び文言修正等所要の整備を行うとともに、条文中、懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

新旧対照表、次のページにございますが、御覧いただきたいと思います。主な部分について説明いたします。1ページ目の第2条の第10項ですが、番号利用法の改正により、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、次のページ、2ページになりますけれども、表の第38条第1項第1号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めるものでございます。

6ページを御覧いただきたいと思います。53条から55条、この中の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明についてよろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で森町議会議員の個人情報の保護に関する条例の一部を改正

する条例制定についてを終わります。

次に、4、森町議会会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

局長、説明願います。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 議会側資料の4を御覧いただきたいと思います。まず、提案理由です。標準町村議会会議規則の改正に伴い、森町議会会議条例の一部を改正しようとするものです。

なお、改正しようとする内容については、標準会議規則の改正ですが、当町では森町議会会議条例に規定しているものでございます。

次に、改正内容についてですが、会議時間の変更に関する事項等について所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第7条第2項は会議時間内に議長が会議に宣告することにより会議時間を変更することができることを規定し、新設される第3項では会議中でない時間は会議への宣告ができないため、規定するものでございます。会議中でないときの会議時間の変更が考えられるときとしましては、台風の接近とか災害の発生が予測されるために緊急に会議を開く時刻を変更する必要があるときなどが考えられるところでございます。

以上になります。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明についてもよろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で森町議会会議条例の一部を改正する条例制定についてを終わります。

次に、5、森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

局長、説明願います。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 議会側会議資料の5になります。提案理由ですが、標準町村議会委員会条例の改正に伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

改正内容については、文言の表現整理をするとともに一部重複する規定について整理をするものであります。

新旧対照表、裏面を御覧ください。まず、第5条の改正について説明をいたします。第5条第2項中委員会の「委員」を「特別委員」に表現整理するとともに、第3項に「特別委員は委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。」を新設するものでございます。

これにつきましては、特別委員の選任について規定した第6条第3項中「議会において選任し」が同条第4項中の「議長が会議に諮って指名する」、これと重複していることから、「議会において選任し」を削り、第5条第3項に移動したものでございます。

次に、第6条の改正について説明いたします。現行の第6条の規定から第2項を削除し、第3項を文言整理の上、第5条第3項に移動させます。そして、第1項を第2項とし、第

4項を第1項とし、第5項から第7項までを2項ずつ繰り上げるものでございます。口頭で説明すると分かりづらいかもかもしれませんが、新旧対照表を御覧いただくとどういう形で移動している、直っているかが理解できるかなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明についてもよろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを終わります。

次に、6、森町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

局長、説明願います。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 議会側資料6になります。提案理由ですが、標準町村議会会議規則の改正に伴い、当該規則の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、議員の携行品に関する事項等について所要の改正を行うものであります。

裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。103条中「外とう、襟巻、つえ、かさ」の表記を「コート、マフラー、傘」に改め、つえ、携帯電話、写真機及び録音機を削除するとともに、病気その他の理由により必要と認められる携行品については議長の許可制から届出制に改めるものでございます。

なお、その他必要な文言整理を一部行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明についてもよろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 以上で森町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを終わります。

次に、7、常任委員会及び議会運営委員会の選任についてを議題とします。

局長、説明願います。

○議会事務局長（小田桐克幸君） それでは、議会側資料の7になります。先般4月下旬以降の所属常任委員会希望調べを皆様に配付しまして、回答をいただきました。結果、お配りしている資料のとおりとなったものでございます。なお、第1希望の段階で人数に偏りは生じませんでした。したがって、選考委員会は開催しておりません。また、広報広聴常任委員会は議長を除く12名となります。まず、ここまでで常任委員会の関係について皆様のご承諾、これでよろしいかどうかいただければと思いますが。

○議長（木村俊広君） 皆様の希望がかなったということで、各常任委員会の委員選任について決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで委員会構成を決定させていただきます。

引き続き事務局長から説明があります。

○議会事務局長（小田桐克幸君） それでは次に、議会運営委員の委員を決めていきたいと考えます。森町議会の運営に関する基準第30条第6項の規定によりまして、議会運営委員会の委員は副議長並びに総務経済常任委員会及び民生文教常任委員会からそれぞれ3名の委員を選任していただくことになります。もう時間ない中なのですが、総務経済常任委員会の皆様はこの場で、民生文教常任委員会の皆様は委員会室へ移動していただいて、それぞれ3名決めていただければというふうに考えます。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時10分

再開 午後 5時14分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員会の委員選任について事務局から報告があります。

局長、説明願います。

○議会事務局長（小田桐克幸君） それでは、休憩中に行われた総務経済常任委員会及び民生文教常任委員会、両委員会から議会運営委員会の選任について報告を受けましたので、私のほうから報告いたします。

全部で6人なのですが、委員会の別なく発表していきます。まず、河野文彦議員、高橋邦雄議員、河野淳委員、野口周治議員、千葉圭一議員、それから東隆一議員ということで6名報告をいただきましたが、総務経済のほうで山田委員が今日葬儀の関係で出れなかったということですので、その意向を確認しておりません。でありますので、総務経済のほうからは今3名の方発表しましたが、その分も意向を聞いた上で最終決定ということで、この選任については総務経済については仮という表現をさせていただくことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） そうということで、常任委員会及び議会運営委員会の選任についてを終わります。

次に、8、その他に入ります。

皆様から何かありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、事務局から。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 26日の資料です、商工会議所さんとの。お配りしておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（斉藤優香君） 26日6時から商工会議所のほうで、また出張議会カフェということで意見交換会やりたいと思います。商工会議所のほうから議題3ついただきました。本当はこの3番目には空き店舗対策というのも入っていたのですが、一応今森町で手

がけていることがないということで、空き家対策だけの資料になりました。欠席される方は、もう時間ない中なのですけれども、連絡いただければと思いますので、よろしくお願いします、当日。

（「欠席です。すみません」の声あり）

○7番（斉藤優香君） また、5時40分までに会議所のほうに各自晩御飯を済ませるなりして来ていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○4番（河野 淳君） すみません、本当は今日終了後研修会を予定していたのですが、ちょっと時間押してしまったので、2段階で考えていまして、26日の議運終了後と、あと3月3日の議会終了後に全協の続きがあると聞いていますので、その後要望があればやりたいと思いますので、内容については前回と同じなので、ぜひ聞きたいという方と、あとラインの使い方で問合せ何件かあったので、その辺ちょっとお答えというか、どうゆう効果がありますよということも含めてお伝えしようと思います。よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

あとありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、本日の議題の審議等は全て終わりました。

本日の全員協議会はこれで終了します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 5時18分